

官報

号外

平成十五年六月三日

○第一百五十六回 衆議院會議録 第三十七号

平成十五年六月三日(火曜日)

議事日程 第二十六号

平成十五年六月三日

午後一時開議

第一 仲裁法案(内閣提出)

第二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○本日の会議に付した案件

議員請暇の件

日程第一 仲裁法案(内閣提出)

日程第二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

午後一時二分開議

○議長(綿貫民輔君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(綿貫民輔君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。

太田昭宏君から、六月六日から十三日まで八日間、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(綿貫民輔君) 御異議なしと認めます。よって、許可することに決まりました。

日程第一 仲裁法案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第一、仲裁法案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。法務委員長山本有二君。

仲裁法案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔山本有二君登壇〕

○山本有二君 ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、早期紛争解決の手段として、仲裁法制の抜本的な改革が望まれている状況にかんがみ、実効的な仲裁制度を構築する見地から、仲裁合意の要件、仲裁手続、仲裁判断の取り消し及び執行を許可する裁判その他基本となる事項について、必要な諸事項の整備を図り、国際的な標準にも合った規律にしようとするものであります。

本案は、去る十三日本委員会に付託され、二十三日森山法務大臣から提案理由の説明を聴取し、二十七日から質疑に入り、三十日これを終局し、討論、採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(綿貫民輔君) 日程第二、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。環境委員長松本龍君。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔松本龍君登壇〕

○松本龍君 ただいま議題となりました法律案について、環境委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、昨年三月に閣議決定された、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画に基づき、国際希少野生動植物種の登録・認定の事務について、法律に明示された基準を満たす者として行政の裁量の余地のない形で国により登録された機関に行わせようとするもので、その主な内容は、次のとおりであります。

第一に、国際希少野生動植物種の個体等の登録の事務を行う機関を、環境大臣の指定制から登録制に改めるものとする。

第二に、適正に入手された原材料器官等から製造された製品である旨の認定の事務を行う機関を、環境大臣及び特定国際関係大臣の指定制から登録制に改めるものとする等であります。

委員会においては、去る五月二十三日鈴木環境大臣から提案理由の説明を聴取した後、五月三十日質疑を行い、討論、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

平成十五年六月三日 衆議院會議録第三十七号

議員請暇の件 仲裁法案 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案

平成十五年六月三日 衆議院會議録第三十七号

日程第三 公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(綿貫民輔君) 日程第三、公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。経済産業委員長村田吉隆君。

公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律案及び同報告書
(本号末尾に掲載)

(村田吉隆君登壇)

○村田吉隆君 ただいま議題となりました法律案につきまして、経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、経済産業省関係の九法律において、公益法人等が行っている検査、検定等の事務事業について、官民の役割分担及び規制改革の観点から、国により登録された公正中立な第三者機関がこれを行う制度へと改めようとするものであります。

本案は、去る五月二十一日平沼経済産業大臣から提案理由の説明を聴取し、同月三十日質疑を行い、討論の後、採決を行った結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付けられました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(綿貫民輔君) 採決いたします。
本案の委員長の報告は可決であります。本案を

公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律案 議長の報告

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(綿貫民輔君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(綿貫民輔君) 本日は、これにて散会いたします。
午後一時九分散会

出席閣僚大臣

法務大臣 森山 眞弓君
経済産業大臣 平沼 赳夫君
環境大臣 鈴木 俊一君

○議長の報告

(通知書受領)

一、去る五月三十日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
構造改革特別区域法の一部を改正する法律
公認会計士法の一部を改正する法律
電波法の一部を改正する法律

(報告書及び文書受領)

一、去る五月三十日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

環境基本法第十二条第一項の規定に基づく平成十四年度環境の状況に関する年次報告

環境基本法第十二条第二項の規定に基づく平成十五年度において講じようとする環境の保全に関する施策についての文書

循環型社会形成推進基本法第十四条第一項の規定に基づく平成十四年度循環型社会の形成の状況に関する年次報告

循環型社会形成推進基本法第十四条第二項の規定に基づく平成十五年度において講じようとする循環型社会の形成に関する施策についての文書

(要求書受領)

一、去る五月三十日、内閣から、預金保険機構理事に篠原興君、廣瀬権君及び松田京司君を、同監事に中嶋敬雄君を任命したので、預金保険法第二十六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る五月三十日、内閣から、労働保険審査会委員に白井康正君を任命したので、労働保険審査官及び労働保険審査会法第二十七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る五月三十日、内閣から、中央社会保険医療協議会委員に村田幸子君を任命したので、社会保険医療協議会法第三条第五項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る五月三十日、内閣から、運輸審議会委員に神誠君を任命したので、国土交通省設置法第十八条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(議決通知)

一、去る五月三十日、本院は、預金保険機構理事に篠原興君、廣瀬権君及び松田京司君を、同監事に中嶋敬雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る五月三十日、本院は、労働保険審査会委員に白井康正君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る五月三十日、本院は、中央社会保険医療協議会委員に村田幸子君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る五月三十日、本院は、運輸審議会委員に神誠君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る五月三十日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任

補欠

太田 誠一君 宮澤 洋一君
中川 昭一君 永岡 洋治君
星野 行男君 荒巻 隆三君
吉野 正芳君 岩倉 博文君
日野 市朗君 大島 敦君
不破 哲三君 中林よし子君
荒巻 隆三君 星野 行男君
岩倉 博文君 吉野 正芳君
永岡 洋治君 中川 昭一君
宮澤 洋一君 太田 誠一君
大島 敦君 日野 市朗君
中林よし子君 不破 哲三君

外務委員

辞任

補欠

今野 東君 大出 彰君
大出 彰君 今野 東君

財務金融委員

辞任

補欠

山本 幸三君 荒巻 隆三君
小泉 俊明君 大島 敦君
荒巻 隆三君 山本 幸三君
大島 敦君 小泉 俊明君

文部科学委員

辞任

補欠

山内 恵子君 山口わか子君
山口わか子君 山内 恵子君

厚生労働委員

辞任

補欠

奥谷 通君
松島みどり君
谷本 龍哉君
原田 義昭君

経済産業委員

辞任

補欠

大島 理森君
松島みどり君
山本 明彦君
川端 達夫君
大幡 基夫君
高木 毅君
砂田 圭佑君
吉野 正芳君
島 聡君
赤嶺 政賢君

環境委員

辞任

補欠

木村 太郎君
星野 行男君
松浪 健太君
長浜 博行君
西川 京子君
松野 博一君
松宮 勲君
大畠 章宏君

議院運営委員

辞任

補欠

小淵 優子君
左藤 章君
三ッ林隆志君
森岡 正宏君

岡下 信子君

森岡 正宏君

倉田 雅年君

小淵 優子君

近藤 基彦君
高木 毅君

左藤 章君
三ッ林隆志君

(議案提出)

一、去る五月三十日、議員から提出した議案は次のとおりである。

特殊法人等及び独立行政法人の廃止又は民営化に関する法律案(西村眞悟君外一名提出)

国民主導の国政の実現に関する基本法案(達増拓也君外一名提出)

内閣法制局設置法を廃止する法律案(達増拓也君外一名提出)

地方自治確立基本法案(黄川田徹君外一名提出)

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(熊代昭彦君外三名提出)

(議案付託)

一、去る五月三十日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

保険業法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号)

財務金融委員会 付託

(議案送付)

一、昨日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

特殊法人等及び独立行政法人の廃止又は民営化に関する法律案(西村眞悟君外一名提出)

国民主導の国政の実現に関する基本法案(達増拓也君外一名提出)

内閣法制局設置法を廃止する法律案(達増拓也君外一名提出)

地方自治確立基本法案(黄川田徹君外一名提出)

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律案(熊代昭彦君外三名提出)

(議案通知書受領)

一、去る五月三十日、参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

構造改革特別区域法の一部を改正する法律案

公認会計士法の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、去る五月三十日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

国家公務員、特殊法人、独立行政法人、公益法人、認可法人の退職金に関する再質問主意書(長妻昭君提出)

(答弁書受領)

一、去る五月三十日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員長妻昭君提出国家公務員、特殊法人、独立行政法人、公益法人、認可法人の退職金に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭君提出全国警察署の犯罪発生件数及び検挙率に関する質問に対する答弁書

衆議院議員川田悦子君提出防衛庁等による発注等に関する質問に対する答弁書

平成十五年三月二十七日提出

質問 第四一 号

国家公務員、特殊法人、独立行政法人、公益法人、認可法人の退職金に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

国家公務員、特殊法人、独立行政法人、公益法人、認可法人の退職金に関する質問主意書

益法人、認可法人の退職金に関する質問主意書

意書

すべての国家公務員及び、特殊法人、独立行政

法人、公益法人、認可法人に勤務されている方のうち、過去五年間に退職された方についてお尋ねする。

一 退職金が一億円を超える方が、おられれば、その方の所属組織名をお示し願いたい。

二 退職金が一億円を超えた理由をお示し願いたい。

三 今後、高額退職金の見直しの予定についてお教え願いたい。

四 回答が不可能な場合、その理由をお示し願いたい。

右質問する。

内閣衆質一五六第四一 号

平成十五年五月三十日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 福田 康夫

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出国家公務員、特殊法人、独立行政法人、公益法人、認可法人の退職金に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長妻昭君提出国家公務員、特殊法人、独立行政法人、公益法人、認可法人の退職金に関する質問に対する答弁書

一から四までについて

平成十年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間に、国家公務員、独立行政法人、特殊法人、認可法人又は国の機関が所管する公益法人を退職した者のうち一億円を超える退職手当(退職手当に相当する給付を含む。以下同じ。)を受給した者が所属していた組織名、退職手当が一億円を超えた理由並びに退職手当の見直しの有無及びその予定は、別表のとおりである。

別表

所属していた組織名	退職手当が一億円を超えた理由	退職手当の見直しの有無及びその予定
内閣法制局 検察庁 会計検査院 衆議院法制局 参議院事務局 参議院法制局 裁判所 日本電信電話株式会社 (社) 商事法務研究会	国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の規定に基づき支給したものである。 株主総会における決議を経て、金額、時期、方法等について一任された取締役会において、在任期間等を総合的に勘案して決定され支給されたものである。 常勤役員退職慰労金規則に基づき、在	退職手当の見直しの有無及びその予定 民間における退職金の支給の事情にかんがみ、長期勤続者に対する退職手当の額を引き下げるほか、定年前早期退職者に対する退職手当に係る特例の見直しを行うこと等を内容とする国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律案が今国会において成立したところである。 退職慰労金の見直しは予定していない。 定年制の導入及びこれに伴う退職慰労金

			(社) 学士会	任期間及び在任中の功労を考慮して支給したものである。	の算式の適正化を図ることにより見直す予定である。
			(財) 中山報恩会	在任期間、勤務成績及び長年にわたる物心両面の貢献を考慮して、理事会の決定により支給したものである。	平成十五年度中に役員退職金規程を定め、見直しを図る予定である。
		団	(財) 日本科学技術振興財	常勤役員退職慰労金規程に基づき、在任期間及び在任中の功労を考慮して支給したものである。	所管官庁からの指摘に基づき、平成十三年度に常勤役員の在任年齢及び在任期間の上限を設け、平成十四年度には常勤役員報酬規程を定めることにより、退職慰労金の水準を引き下げたところである。
			(財) 日本相撲協会	退職金支給規定に基づき、在任期間及び勤務成績（地位）により算出した退職金並びに相撲界における貢献の度合い、経済状況等を考慮して、理事会の決定により支給した功労金を併せて支給したものである。	退職金支給規定の見直しは予定していない。

(財) 全日本労働福祉協会	役員退職慰労金規定に基づき、在任期間及び在任中の功労を考慮して、理事会及び評議員会の承認により支給したものである。	今後、退職慰労金を減額することとしている。
(社) 日本海事検定協会	役員退任慰労金規程に基づき、在任期間及び特別な功労を考慮して、理事会の決定により支給したものである。	平成十四年度中に退任慰労金を減額する規程の見直しを行ったところである。
(財) 母子衛生研究会	理事・役員等諸手当・慶弔・見舞等基準に基づき、在任期間及び勤務成績を考慮して支給したものである。	理事・役員等諸手当・慶弔・見舞等基準を見直し、役員退職金規程を作成する予定であり、規程の内容を検討中である。
(財) 電力中央研究所	退職慰労金支給内規に基づき、在任期間及び勤務成績を考慮して、理事会の承認を得て支給したものである。	所管官庁からの指摘に基づき、当該法人において、一般企業及び他の公益法人の支給水準を調査し、比較検討した上で、見直しを行う予定である。
(財) 日本エネルギー経済研究所	役員退職金内規に基づき、在任期間及び勤務成績を考慮して、理事会の承認を得て支給したものである。	所管官庁からの指摘に基づき、平成十四年度に見直しを行い、支給率を引き下げたところである。
(社) 日本プラントメンテナンス協会	役員の報酬・賞与および退任慰労金に関する規程に基づき、在任期間及び勤務	所管官庁からの二度にわたる指摘等に基づき、現在、役員の報酬・賞与および退任

	成績を考慮して支給したものである。	慰労金に関する規程の見直しを行っているところである。
(社) 愛知県モーターボート競走会	役員退職慰労金支給規程に基づき、在任期間及び在任中の功労を考慮して、理事会の決定により支給したものである。	平成十五年度中に支給率の水準を引き下げる予定である。
(社) 岡山県モーターボート競走会	役員退職慰労金支給基準に基づき、在任期間及び在任中の功労を考慮して、理事会の決定により支給したものである。	平成十五年度中に支給率の水準を引き下げる予定である。
(社) 香川県モーターボート競走会	役員退職慰労金内規に基づき、在任期間及び在任中の功労を考慮して、理事会の決定により支給したものである。	平成十五年度中に支給率の水準を引き下げる予定である。
(社) 全国モーターボート競走会連合会	役員退職慰労金支給規程に基づき、在任期間及び特別な功労を考慮して、総会の議決を経て支給したものである。	平成十五年度中に支給率の水準を引き下げる予定である。
(社) 東京都モーターボート競走会	役員退職慰労金規程に基づき、在任期間及び在任中の功労を考慮して、理事会の決定により支給したものである。	平成十五年度中に支給率の水準を引き下げる予定である。

平成十五年四月十八日提出
質 問 第 六 〇 号

全国警察署の犯罪発生件数及び検挙率に関する質問主意書

提出者 長妻 昭

全国警察署の犯罪発生件数及び検挙率に関する質問主意書

日本全国に一二〇〇余ある警察署、それぞれの管内における犯罪の発生状況及び検挙率(直近一年間)についてお尋ねする。

一 空き巣、ひったくり、強盗、殺人、傷害、粗暴犯、窃盗犯、刑法犯、それぞれ八つの分類において、その発生件数の多い順に、それぞれ十警察署名(所在地と管轄の主な市区町村名)をお示し頂き、それぞれ警察署ごとに発生件数と対策をお教え願いたい。

二 空き巣、ひったくり、強盗、殺人、傷害、粗暴犯、窃盗犯、刑法犯、それぞれ八つの分類において、その発生件数の増加率が前年に比べて高い順に、それぞれ十警察署名(所在地と管轄の主な市区町村名)をお示し頂き、それぞれ警察署ごとに発生件数の推移と対策をお教え願いたい。

三 検挙率の高い順に十警察署名(所在地と管轄の主な市区町村名)をお示し頂き、その警察署ごとに検挙率と検挙率が高い理由をお教え願いたい。

四 検挙率の低い順に十警察署名(所在地と管轄の主な市区町村名)をお示し頂き、その警察署ごとに検挙率、検挙率が低い理由、対策をお教え願いたい。

五 検挙率の低下(率)が前年に比べ著しい順に十警察署名(所在地と管轄の主な市区町村名)をお示し頂き、警察署ごとに検挙率の推移をお示し願いたい。

また、その十警察署それぞれの検挙率を上げる対策を、お示し願いたい。
右質問する。

内閣衆質一五六第六〇号

平成十五年五月三十日

内閣総理大臣臨時代理 国務大臣 福田 康夫

衆議院議長 綿貫 民輔殿

衆議院議員長妻昭君提出全国警察署の犯罪発生件数及び検挙率に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)

衆議院議員長妻昭君提出全国警察署の犯罪発生件数及び検挙率に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの八つの分類(ただし、刑法犯については、道路上の交通事故に係る業務上過失致死傷及び重過失致死傷並びに危険運転致死傷を除く。以下同じ。)において、平成十四年中の認知件数が多い十の警察署について、その名称、所在地、管轄する主な市区町村及び認知件数は、警察庁の統計によると、別表第一のとおりである。

いづれの警察署においても、隣接警察署や警察本部との連携を密にして、検挙活動の実施、被疑者の早期検挙に向けた初動捜査体制の確

立、職務質問の徹底、警ら活動の強化等を図るとともに、地域住民、民間防犯組織、地方公共団体等との連携による防犯活動を推進するなど、厳しさを増す犯罪情勢に対して諸対策を講じているものと承知している。

二について

お尋ねの八つの分類において、平成十四年中の認知件数を平成十三年中の認知件数と比較した際の増加率が高い十の警察署について、その名称、所在地、管轄する主な市区町村、平成十四年中の認知件数、平成十三年中の認知件数及び増加率は、警察庁の統計によると、別表第二のとおりである。

認知件数が少ない警察署では認知件数のわずかな増加によってその増加率が著しく高くなるため、認知件数の増加率が高いことのみをもって当該警察署管内の治安状況や当該警察署の犯罪対策を評価することは適当ではないが、一について述べたとおり、いづれの警察署においても、警察活動の強化を図るとともに、地域住民等と連携した防犯活動を推進するなどの諸対策を講じているものと承知している。

三について

平成十四年の刑法犯(道路上の交通事故に係る業務上過失致死傷及び重過失致死傷並びに危険運転致死傷を除く。以下同じ。)の検挙率が高い十の警察署について、その名称、所在地、管轄する主な市区町村、認知件数、検挙件数及び検挙率は、警察庁の統計によると、別表第三のとおりである。

これらの警察署において検挙率が高くなって

いる理由は、検挙した被疑者が多くの余罪を有していたこと等によるものと考えられる。

四について

平成十四年の刑法犯の検挙率が低い十の警察署について、その名称、所在地、管轄する主な市区町村、認知件数、検挙件数及び検挙率は、警察庁の統計によると、別表第四のとおりである。

これらの警察署において検挙率が低くなっているのは、それぞれの地域における犯罪情勢等によるものであると考えられるが、いづれの警察署においても、警察活動の強化を図るとともに、地域住民等と連携した防犯活動を推進するなどの諸対策を講じているものと承知している。

五について

平成十四年の刑法犯の検挙率と平成十三年の刑法犯の検挙率とを比較した際の減少幅が大きい十の警察署について、その名称、所在地、管轄する主な市区町村、平成十四年の検挙率、平成十三年の検挙率及び減少幅は、警察庁の統計によると、別表第五のとおりである。

認知件数が少ない警察署では、余罪を多く有する被疑者を検挙した場合には、検挙率が著しく高くなることから、検挙率が低下したことをもって当該警察署の犯罪対策を評価することとは適当ではないが、いづれの警察署においても、警察活動の強化を図るとともに、地域住民等と連携した防犯活動を推進するなどの諸対策を講じているものと承知している。

別表第一

○ 空き巣ねらい

警察署の名称	所在地	管轄する主な市区町村	認知件数
埼玉県浦和警察署	埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目11番21号	さいたま市浦和区	1,029
千葉県松戸警察署	千葉県松戸市松戸558番2	松戸市	987
神奈川県港北警察署	神奈川県横浜市港北区大豆戸町508番地	横浜市港北区	852
兵庫県西宮警察署	兵庫県西宮市津田町3番3号	西宮市	783
愛知県愛知警察署	愛知県愛知郡東郷町白鳥二丁目1番地8	日進市	781
千葉県行徳警察署	千葉県市川市塩浜三丁目10番18号	市川市	773
神奈川県青葉警察署	神奈川県横浜市青葉区市ヶ尾町29番地の1	横浜市青葉区	761
千葉県柏警察署	千葉県柏市松ヶ崎722番地の1	柏市	752
埼玉県越谷警察署	埼玉県越谷市東越谷六丁目67番地1	越谷市	742
福岡県西警察署	福岡県福岡市早良区百道一丁目5番15号	福岡市早良区	734

○ ひったくり

警察署の名称	所在地	管轄する主な市区町村	認知件数
埼玉県越谷警察署	埼玉県越谷市東越谷六丁目67番地1	越谷市	658
福岡県中央警察署	福岡県福岡市中央区天神一丁目3番33号	福岡市中央区	642
福岡県博多警察署	福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目8番24号	福岡市博多区	584
千葉県千葉中央警察署	千葉県千葉市中央区中央港一丁目13番1号	千葉市中央区	557
福岡県西警察署	福岡県福岡市早良区百道一丁目5番15号	福岡市早良区	539
千葉県松戸警察署	千葉県松戸市松戸558番2	松戸市	511
福岡県小倉北警察署	福岡県北九州市小倉北区城内5番1号	北九州市小倉北区	465
埼玉県大宮警察署	埼玉県さいたま市大宮区土手町一丁目279番地の3	さいたま市大宮区	461
埼玉県浦和警察署	埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目11番21号	さいたま市浦和区	458
埼玉県川口警察署	埼玉県川口市西青木三丁目2番4号	川口市	455

○ 強盗

警察署の名称	所在地	管轄する主な市区町村	認知件数
千葉県松戸警察署	千葉県松戸市松戸558番2	松戸市	70
大阪府南警察署	大阪府大阪市中央区東心斎橋一丁目5番26号	大阪市中央区	70
福岡県博多警察署	福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目8番24号	福岡市博多区	60
千葉県市川警察署	千葉県市川市鬼高四丁目4番1号	市川市	49
千葉県柏警察署	千葉県柏市松ヶ崎722番地の1	柏市	49
埼玉県越谷警察署	埼玉県越谷市東越谷六丁目67番地1	越谷市	48
神奈川県相模原警察署	神奈川県相模原市富士見一丁目1番1号	相模原市	48
警視庁池袋警察署	東京都豊島区西池袋一丁目7番5号	豊島区	47
千葉県佐倉警察署	千葉県佐倉市表町三丁目17番1号	佐倉市	46
千葉県千葉中央警察署	千葉県千葉市中央区中央港一丁目13番1号	千葉市中央区	44

○ 殺人

警察署の名称	所在地	管轄する主な市区町村	認知件数
大阪府西成警察署	大阪府大阪市西成区菟之茶屋二丁目4番2号	大阪市西成区	25
警視庁新宿警察署	東京都新宿区西新宿六丁目1番1号	新宿区	11
大阪府枚方警察署	大阪府枚方市大垣内町二丁目16番8号	枚方市	10
愛知県中警察署	愛知県名古屋市中区千代田二丁目23番18号	名古屋市中区	9
栃木県宇都宮中央警察署	栃木県宇都宮市下戸祭一丁目1番6号	宇都宮市	8
滋賀県大津警察署	滋賀県大津市打出浜12番7号	大津市	8
福岡県東警察署	福岡県福岡市東区箱崎七丁目8番2号	福岡市東区	8
沖縄県沖縄警察署	沖縄県沖縄市胡屋二丁目4番3号	沖縄市	8
千葉県市原警察署	千葉県市原市八幡海岸通り1965番地の17	市原市	7
山口県宇部警察署	山口県宇部市常藤町3番1号	宇部市	7

○ 傷害

警察署の名称	所在地	管轄する主な市区町村	認知件数
福岡県小倉北警察署	福岡県北九州市小倉北区城内5番1号	北九州市小倉北区	348
大阪府南警察署	大阪府大阪市中央区東心斎橋一丁目5番26号	大阪市中央区	301
福岡県博多警察署	福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目8番24号	福岡市博多区	299
沖縄県那覇警察署	沖縄県那覇市与儀一丁目2番9号	那覇市	274
警視庁新宿警察署	東京都新宿区西新宿六丁目1番1号	新宿区	188
神奈川県伊勢佐木警察署	神奈川県横浜市中区山吹町2番地の3	横浜市中区	183
福岡県中央警察署	福岡県福岡市中央区天神一丁目3番33号	福岡市中央区	179
宮城県仙台中央警察署	宮城県仙台市青葉区一番町四丁目1番25号	仙台市青葉区	162
神奈川県平塚警察署	神奈川県平塚市西八幡一丁目3番2号	平塚市	157
大阪府枚方警察署	大阪府枚方市大垣内町二丁目16番8号	枚方市	153

○ 粗暴犯

警察署の名称	所在地	管轄する主な市区町村	認知件数
福岡県小倉北警察署	福岡県北九州市小倉北区内5番1号	北九州市小倉北区	725
福岡県博多警察署	福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目8番24号	福岡市博多区	653
大阪府南警察署	大阪府大阪市中央区東心斎橋一丁目5番26号	大阪市中央区	553
福岡県中央警察署	福岡県福岡市中央区天神一丁目3番33号	福岡市中央区	527
警視庁新宿警察署	東京都新宿区西新宿六丁目1番1号	新宿区	438
沖縄県那覇警察署	沖縄県那覇市与儀一丁目2番9号	那覇市	410
神奈川県平塚警察署	神奈川県平塚市西八幡一丁目3番2号	平塚市	345
福岡県西警察署	福岡県福岡市早良区百道一丁目5番15号	福岡市早良区	342
埼玉県草加警察署	埼玉県草加市花栗三丁目2番23号	草加市	325
神奈川県伊勢佐木警察署	神奈川県横浜市中区山吹町2番地の3	横浜市中区	322

○ 窃盗犯

警察署の名称	所在地	管轄する主な市区町村	認知件数
福岡県西警察署	福岡県福岡市早良区百道一丁目5番15号	福岡市早良区	14,089
福岡県博多警察署	福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目8番24号	福岡市博多区	10,991
福岡県小倉北警察署	福岡県北九州市小倉北区城内5番1号	北九州市小倉北区	10,307
福岡県筑紫野警察署	福岡県筑紫野市上古賀一丁目1番1号	筑紫野市	10,290
兵庫県明石警察署	兵庫県明石市田町二丁目10番10号	明石市	9,401
千葉県市原警察署	千葉県市原市八幡海岸通り1965番地の17	市原市	9,270
神奈川県相模原警察署	神奈川県相模原市富士見一丁目1番1号	相模原市	9,165
埼玉県浦和警察署	埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目11番21号	さいたま市浦和区	9,120
埼玉県川口警察署	埼玉県川口市西青木三丁目2番4号	川口市	9,054
福岡県中央警察署	福岡県福岡市中央区天神一丁目3番33号	福岡市中央区	9,044

○ 刑法犯

警察署の名称	所在地	管轄する主な市区町村	認知件数
福岡県西警察署	福岡県福岡市早良区百道一丁目5番15号	福岡市早良区	15,609
福岡県博多警察署	福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目8番24号	福岡市博多区	12,874
福岡県小倉北警察署	福岡県北九州市小倉北区城内5番1号	北九州市小倉北区	12,164
福岡県筑紫野警察署	福岡県筑紫野市上古賀一丁目1番1号	筑紫野市	11,814
兵庫県明石警察署	兵庫県明石市田町二丁目10番10号	明石市	11,555
埼玉県浦和警察署	埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目11番21号	さいたま市浦和区	10,917
神奈川県相模原警察署	神奈川県相模原市富士見一丁目1番1号	相模原市	10,667
埼玉県川口警察署	埼玉県川口市西青木三丁目2番4号	川口市	10,576
福岡県中央警察署	福岡県福岡市中央区天神一丁目3番33号	福岡市中央区	10,483
千葉県市原警察署	千葉県市原市八幡海岸通り1965番地の17	市原市	10,435

別表第二

○ 空き巣ねらい

警察署の名称	所在地	管轄する主な市区町村	認知件数		
			平成 14年	平成 13年	増加率
大分県津久見警察署	大分県津久見市港町1番21号	津久見市	6	0	—
島根県掛合警察署	島根県飯石郡掛合町大字掛谷 846番地1	掛合町	3	0	—
島根県三成警察署	島根県仁多郡仁多町大字三成 198番地5	仁多町	3	0	—
徳島県鷲敷警察署	徳島県那賀郡鷲敷町和食郷字 南川171番地の3	鷲敷町	2	0	—
北海道旭川方面美深警察署	北海道中川郡美深町字美深 263番地	美深町	1	0	—
徳島県脇町警察署	徳島県美馬郡脇町字拝原1976 番地の1	脇町	54	4	1,250.0
宮城県鳴子警察署	宮城県玉造郡鳴子町字車湯92 番地12	鳴子町	9	1	800.0
北海道釧路方面弟子屈警察署	北海道川上郡弟子屈町中央二 丁目9番28号	弟子屈町	16	2	700.0
三重県熊野警察署	三重県熊野市井戸町380番地	熊野市	15	2	650.0
山口県大島警察署	山口県大島郡久賀町久賀2594 番地の1	久賀町	7	1	600.0

注：増加率は、次により算出し、小数点第2位以下を四捨五入した。

$$\text{増加率} = \frac{\text{平成14年中の認知件数} - \text{平成13年中の認知件数}}{\text{平成13年中の認知件数}} \times 100$$

平成13年中の認知件数が0件である警察署については、平成14年中の認知件数が多い順に記載した。また、増加率等が同じであるため、10の警察署を記載できない場合においては、11以上の警察署を記載している。

以下、この表において同じ。

○ ひったくり

警察署の名称	所在地	管轄する主な市区町村	認知件数		
			平成 14年	平成 13年	増加率
福井県武生警察署	福井県武生市日野美二丁目33番地	武生市	14	0	—
神奈川県三崎警察署	神奈川県三浦市三崎町六合3番地	三浦市	8	0	—
兵庫県加西警察署	兵庫県加西市北条町東高室字西中野873番7	加西市	6	0	—
兵庫県福崎警察署	兵庫県神崎郡福崎町福崎新376番地の3	福崎町	6	0	—
茨城県真壁警察署	茨城県真壁郡真壁町大字塙世188番地の1	真壁町	5	0	—
長野県須坂警察署	長野県須坂市大字須坂1725番地の1	須坂市	5	0	—
和歌山県御坊警察署	和歌山県御坊市湯川町財部237番地の1	御坊市	5	0	—
北海道札幌方面伊達警察署	北海道伊達市館山町10番地22	伊達市	4	0	—
新潟県柏崎警察署	新潟県柏崎市日吉町5番10号	柏崎市	4	0	—
長野県飯田警察署	長野県飯田市小伝馬町一丁目3541番地の2	飯田市	4	0	—
京都府舞鶴東警察署	京都府舞鶴市字浜2014番地	舞鶴市	4	0	—
鳥取県倉吉警察署	鳥取県倉吉市清谷町一丁目10番地	倉吉市	4	0	—
宮崎県高鍋警察署	宮崎県児湯郡高鍋町大字持田3382番地2	高鍋町	4	0	—
鹿児島県加治木警察署	鹿児島県姶良郡加治木町港町131番地の27	加治木町	4	0	—

○ 強盗

警察署の名称	所在地	管轄する主な市区町村	認知件数		
			平成 14年	平成 13年	増加率
新潟県十日町警察署	新潟県十日町市河内町5番10号	十日町市	6	0	—
兵庫県網干警察署	兵庫県姫路市網干区新在家1336番地の6	姫路市	5	0	—
沖縄県豊見城警察署	沖縄県島尻郡豊見城市字瀬長17番地の8	豊見城市	5	0	—
山形県新庄警察署	山形県新庄市新町5番19号	新庄市	4	0	—
福島県郡山市北警察署	福島県郡山市富田町字下曲田2番地の8	郡山市	4	0	—
広島県竹原警察署	広島県竹原市本町一丁目1番1号	竹原市	4	0	—
山口県山口警察署	山口県山口市糸米一丁目4番42号	山口市	4	0	—
福岡県柳川警察署	福岡県山門郡三橋町大字今古賀53番地の1	柳川市	4	0	—
鹿児島県名瀬警察署	鹿児島県名瀬市長浜町5番2号	名瀬市	4	0	—
福島県須賀川警察署	福島県須賀川市八幡町19番地の7	須賀川市	3	0	—
警視庁久松警察署	東京都中央区日本橋久松町8番1号	中央区	3	0	—
神奈川県三崎警察署	神奈川県三浦市三崎町六合3番地	三浦市	3	0	—
山梨県韭崎警察署	山梨県韭崎市本町三丁目5番10号	韭崎市	3	0	—
石川県小松警察署	石川県小松市上小松町乙163番地の1	小松市	3	0	—
京都府園部警察署	京都府船井郡園部町上本町南2の5	園部町	3	0	—
京都府福知山警察署	京都府福知山市字堀小字上高田2108の3	福知山市	3	0	—
大阪府摂津警察署	大阪府摂津市南千里丘4番39号	摂津市	3	0	—
岡山県瀬戸警察署	岡山県赤磐郡瀬戸町瀬戸166番地	瀬戸町	3	0	—
広島県尾道警察署	広島県尾道市新浜一丁目7番34号	尾道市	3	0	—
大分県日出警察署	大分県速見郡日出町3278番地	日出町	3	0	—

○ 殺人

警察署の名称	所在地	管轄する主な市区町村	認知件数		
			平成 14年	平成 13年	増加率
千葉県船橋警察署	千葉県船橋市市場四丁目18番1号	船橋市	6	0	—
沖縄県糸満警察署	沖縄県糸満市西崎一丁目4番2号	糸満市	5	0	—
沖縄県具志川警察署	沖縄県具志川市字大田100番地	具志川市	5	0	—
千葉県千葉西警察署	千葉県千葉市美浜区真砂二丁目1番1号	千葉市美浜区	4	0	—
神奈川県大和警察署	神奈川県大和市中央五丁目15番4号	大和市	4	0	—
大阪府堺北警察署	大阪府堺市市之町西一丁目17号	堺市	4	0	—
大阪府吹田警察署	大阪府吹田市穂波町13番33号	吹田市	4	0	—
和歌山県和歌山西警察署	和歌山県和歌山市吹上一丁目6番30号	和歌山市	4	0	—
福岡県粕屋警察署	福岡県粕屋郡粕屋町大字上大隅147番地の1	古賀市	4	0	—
北海道函館方面函館西警察署	北海道函館市海岸町11番27号	函館市	3	0	—
福島県郡山警察署	福島県郡山市字城清水23番地	郡山市	3	0	—
福島県福島警察署	福島県福島市上町7番31号	福島市	3	0	—
警視庁蒲田警察署	東京都大田区蒲田本町二丁目3番3号	大田区	3	0	—
警視庁光が丘警察署	東京都練馬区光が丘二丁目9番8号	練馬区	3	0	—
神奈川県浦賀警察署	神奈川県横須賀市浦賀町五丁目1番地	横須賀市	3	0	—
神奈川県川崎中原警察署	神奈川県川崎市中原区小杉町三丁目256番地	川崎市中原区	3	0	—
静岡県磐田警察署	静岡県磐田市一言2533番地の4	磐田市	3	0	—
静岡県島田警察署	静岡県島田市向谷元町1212番地	島田市	3	0	—
愛知県東警察署	愛知県名古屋市中区東区筒井一丁目9番23号	名古屋市中区	3	0	—
三重県亀山警察署	三重県亀山市野村四丁目1番27号	亀山市	3	0	—
愛媛県松山東警察署	愛媛県松山市勝山町二丁目13番地2	松山市	3	0	—
愛媛県三島警察署	愛媛県伊予三島市中央五丁目4番20号	伊予三島市	3	0	—
福岡県宗像警察署	福岡県宗像市大字東郷963番地1	宗像市	3	0	—
福岡県北九州市八幡西警察署	福岡県北九州市八幡西区東王子町2番1号	北九州市八幡西区	3	0	—
鹿児島県横川警察署	鹿児島県姶良郡横川町中ノ1400番地1	横川町	3	0	—

○ 傷害

警察署の名称	所在地	管轄する主な市区町村	認知件数		
			平成 14年	平成 13年	増加率
佐賀県有田警察署	佐賀県西松浦郡有田町西部甲 474番地1	有田町	7	0	—
秋田県矢島警察署	秋田県由利郡矢島町七日町字 熊之堂114番地の3	矢島町	5	0	—
高知県佐川警察署	高知県高岡郡佐川町丙3555番 地	佐川町	5	0	—
青森県五戸警察署	青森県三戸郡五戸町字下モ沢 向13番地6	五戸町	4	0	—
福島県川俣警察署	福島県伊達郡川俣町大字鶴沢 字下中島20番地の2	川俣町	4	0	—
北海道函館方面松前警察署	北海道松前郡松前町字福山 164番地	松前町	3	0	—
新潟県小千谷警察署	新潟県小千谷市城内三丁目1 番5号	小千谷市	3	0	—
大阪府大阪水上警察署	大阪府大阪市港区海岸通一丁 目5番1号	大阪市港区	3	0	—
佐賀県呼子警察署	佐賀県東松浦郡呼子町大字殿 ノ浦970番地1	呼子町	3	0	—
熊本県高森警察署	熊本県阿蘇郡高森町大字高森 1432番地	高森町	3	0	—

○ 粗暴犯

警察署の名称	所在地	管轄する主な市区町村	認知件数		
			平成 14年	平成 13年	増加率
青森県浪岡警察署	青森県南津軽郡浪岡町大字浪岡字淋城87番地1	浪岡町	7	0	—
高知県佐川警察署	高知県高岡郡佐川町丙3555番地	佐川町	7	0	—
北海道函館方面松前警察署	北海道松前郡松前町字福山164番地	松前町	5	0	—
北海道札幌方面三笠警察署	北海道三笠市幸町4番地	三笠市	4	0	—
北海道函館方面寿都警察署	北海道寿都郡寿都町字渡島町82番地	寿都町	3	0	—
島根県大社警察署	島根県簸川郡大社町大字杵築東57番地2	大社町	2	0	—
北海道旭川方面沼田警察署	北海道雨竜郡沼田町北一条六丁目1番2号	沼田町	1	0	—
青森県弘前警察署	青森県弘前市大字八幡町三丁目3番地2	弘前市	135	12	1,025.0
佐賀県白石警察署	佐賀県杵島郡白石町大字東郷1249番地3	白石町	8	1	700.0
岐阜県岩村警察署	岐阜県恵那郡岩村町709番地の4	岩村町	7	1	600.0
福岡県北九州水上警察署	福岡県北九州市門司区西海岸一丁目1番5号	北九州市門司区	7	1	600.0
佐賀県有田警察署	佐賀県西松浦郡有田町西部甲474番地1	有田町	7	1	600.0

○ 窃盗犯

警察署の名称	所在地	管轄する主な市区町村	認知件数		
			平成 14年	平成 13年	増加率
山口県下関水上警察署	山口県下関市観音崎町15番1号	山口県下沿岸一円	4	0	—
香川県多度津警察署	香川県仲多度郡多度津町栄町一丁目1番74号	多度津町	208	88	136.4
香川県土庄警察署	香川県小豆郡土庄町湊崎甲2189番地2	土庄町	173	74	133.8
青森県蟹田警察署	青森県東津軽郡蟹田町大字中師字苗代沢3番地	蟹田町	95	43	120.9
警視庁小笠原警察署	東京都小笠原村父島字西町	小笠原村	15	8	87.5
兵庫県高砂警察署	兵庫県高砂市朝日町三丁目2番4号 西日本電信電話株式会社高砂別館(仮庁舎)	高砂市	2,763	1,475	87.3
兵庫県東灘警察署	兵庫県神戸市東灘区御影中町二丁目3番2号	神戸市東灘区	5,329	2,897	83.9
山口県本郷警察署	山口県玖珂郡本郷村大字本郷1563番地の3	錦町	79	43	83.7
警視庁東京空港警察署	東京都大田区羽田空港三丁目4番1号	大田区	161	88	83.0
鳥取県岩美警察署	鳥取県岩美郡岩美町大字浦富645番地6	岩美町	214	117	82.9

○ 刑法犯

警察署の名称	所在地	管轄する主な市区町村	認知件数		
			平成 14年	平成 13年	増加率
山口県下関水上警察署	山口県下関市観音崎町15番1号	山口県下沿岸一円	4	1	300.0
香川県多度津警察署	香川県仲多度郡多度津町栄町一丁目1番74号	多度津町	294	104	182.7
香川県土庄警察署	香川県小豆郡土庄町湊崎甲2189番地2	土庄町	278	107	159.8
鳥取県岩美警察署	鳥取県岩美郡岩美町大字浦富645番地6	岩美町	277	138	100.7
青森県蟹田警察署	青森県東津軽郡蟹田町大字中師字苗代沢3番地	蟹田町	121	63	92.1
兵庫県高砂警察署	兵庫県高砂市朝日町三丁目2番4号 西日本電信電話株式会社高砂別館(仮庁舎)	高砂市	3,349	1,752	91.2
山口県本郷警察署	山口県玖珂郡本郷村大字本郷1563番地の3	錦町	87	46	89.1
兵庫県東灘警察署	兵庫県神戸市東灘区御影中町二丁目3番2号	神戸市東灘区	6,574	3,516	87.0
岡山県新見警察署	岡山県新見市新見389番地の1	新見市	302	169	78.7
島根県西郷警察署	島根県隠岐郡西郷町大字西町字吉田の二20番地15	西郷町	153	89	71.9

別表第三

警察署の名称	所在地	管轄する主な市区町村	認知件数	検挙件数	検挙率
徳島県鷲敷警察署	徳島県那賀郡鷲敷町和食郷字南川171番地の3	鷲敷町	39	327	838.5
石川県金沢東警察署	石川県金沢市元町二丁目15番1号	金沢市	2,587	3,964	153.2
警視庁三宅島警察署	東京都千代田区神田一丁目1番13号 万世橋分庁舎1階(仮庁舎)	三宅村	2	3	150.0
福井県今立警察署	福井県今立郡今立町栗田部第1号5番地2	今立町	108	149	138.0
愛知県名古屋水上警察署	愛知県名古屋市港区港町1番9号	名古屋市港区	75	102	136.0
山口県阿東警察署	山口県阿武郡阿東町大字生雲西分2044番地の1	阿東町	84	113	134.5
大阪府大阪水上警察署	大阪府大阪市港区海岸通一丁目5番1号	大阪市港区	95	114	120.0
石川県穴水警察署	石川県鳳至郡穴水町字川島力4番地の1	穴水町	80	95	118.8
山形県温海警察署	山形県西田川郡温海町大字温海戊569の1	温海町	79	83	105.1
福岡県北九州水上警察署	福岡県北九州市門司区西海岸一丁目1番5号	北九州市門司区	107	96	89.7

注: 検挙率は、次により算出し、小数点第2位以下を四捨五入した。

$$\text{検挙率} = \frac{\text{当該年中の当該警察署による検挙件数(当該年前の認知事件の検挙を含む。)}}{\text{当該年中の当該警察署による認知件数}} \times 100$$

別表第四及び別表第五において同じ。

別表第四

警察署の名称	所在地	管轄する主な市区町村	認知件数	検挙件数	検挙率
警視庁小笠原警察署	東京都小笠原村父島字西町	小笠原村	20	1	5.0
広島県加計警察署	広島県山県郡加計町大字加計3760番地の1	加計町	154	9	5.8
北海道旭川方面沼田警察署	北海道雨竜郡沼田町北一条六丁目1番2号	沼田町	76	5	6.6
兵庫県芦屋警察署	兵庫県芦屋市公光町6番7号	芦屋市	2,851	204	7.2
大阪府堺東警察署	大阪府堺市新金岡町一丁1番1号	堺市	8,700	625	7.2
岐阜県八幡警察署	岐阜県郡上郡八幡町中坪三丁目3番地の1	八幡町	814	60	7.4
奈良県十津川警察署	奈良県吉野郡十津川村大字小原225番地の1	十津川村	53	4	7.5
大阪府八尾警察署	大阪府八尾市高町3番18号	八尾市	8,291	644	7.8
北海道札幌方面北警察署	北海道札幌市北区北二十四条西八丁目2番20号	札幌市北区	7,632	599	7.8
埼玉県深谷警察署	埼玉県深谷市大字戸森88番地1	深谷市	2,932	233	7.9

別表第五

警察署の名称	所在地	管轄する主な市区町村	検挙率		
			平成14年	平成13年	減少幅
山口県下関水上警察署	山口県下関市観音崎町15番1号	山口県下沿岸一円	50.0	200.0	150.0
静岡県水窪警察署	静岡県磐田郡水窪町奥領家2947番地の1	水窪町	39.7	119.1	79.4
徳島県石井警察署	徳島県名西郡石井町字石井1339番地の1	石井町	28.8	101.7	72.9
青森県蟹田警察署	青森県東津軽郡蟹田町大字中師字苗代沢3番地	蟹田町	42.1	109.5	67.4
徳島県池田警察署	徳島県三好郡池田町字ウエノ3039番地1	池田町	62.4	121.2	58.8
高知県窪川警察署	高知県高岡郡窪川町神山町4番19号	窪川町	41.4	97.5	56.1
京都府京北警察署	京都府北桑田郡京北町大字周山小字宮ノ下13の1	京北町	12.3	60.5	48.2
岡山県新見警察署	岡山県新見市新見389番地の1	新見市	29.1	68.6	39.5
栃木県馬頭警察署	栃木県那須郡馬頭町大字北向田85番地	馬頭町	12.2	51.4	39.2
徳島県徳島北警察署	徳島県板野郡北島町鯛浜字川久保211番地の1	徳島市	23.9	61.9	38.0

注: 検挙率の減少幅は、次により算出した。

$$\text{減少幅} = \text{平成13年の検挙率} - \text{平成14年の検挙率}$$

平成十五年五月二日提出
質問 第六四号

防衛庁等による発注等に関する質問主意書

提出者 川田 悦子

防衛庁等による発注等に関する質問主意書
税金の無駄遣いに対する国民の目が厳しくなっている中、防衛庁による発注については、防衛上の機密ということで明らかにされていないことが多いが、その公正さは保たれているのか疑問である。防衛庁の発注等について以下質問する。

一 二〇〇二年五月、航空自衛隊でT-4中等練習機のF3エンジンの燃料制御系でミニマムフローが発生する事故がおきた。さらに同年一月には二回、一月に一回と同様の事故が発生した。このエンジンのメーカーは石川島播磨重工業（以下IHI）である。この不具合の原因はいずれもオーバーホール時の金属片の混入と聞いている。そのためIHIは防衛庁から嚴重な注意を受けている。

IHIは一九八七年からF3エンジンの生産を開始し、二〇〇二年九月までに五二九台を生産した。今回エンジンをT-4から取り外し、予備も含めすべてを引き取って点検修理するという異常事態になっている。

オーバーホール時の金属片の混入が事故の原因であればメーカーの責任である。自動車の場合、メーカーの責任による故障はリコールとして、メーカーが費用を負担して修理を行なう。ところが今回は国が修理費を出しているという話を聞いている。国民の常識からすると、メーカーの瑕疵なのだから、メーカーが無償で修理するべきだと考えるのが普通ではないか。どう

考えるか。

二 今回の修理は有償で行なったのか、メーカーの責任で無償で行なわれたのか明らかにされない。もし有償で修理した場合、修理費支出の根拠は何か。また、この件についての修理台数と修理費用を明らかにされたい。

三 二〇〇三年三月一五日、「造船・重機の争議解決をはかる連絡会」が防衛庁に要請行動を行なった時、労働者に対し違法な思想差別が行なわれている企業の場合は、防衛庁の装備等を受注する資格があるのかと尋ねた。防衛庁管理局艦船武器課長は、その思想差別について企業が刑事罰を受けた場合は考えざるを得ない、と答弁した。また、この他に、発注内容について明らかに不都合がある場合も、受注の資格が受けられないとも答えている。

総務省は、競争入札において、「競争参加資格を有する者の名簿」を作っており、防衛庁も有資格者名簿を作成している。防衛庁契約本部公示「入札及び契約心得」において、有資格者としていないことができる者に、「2. 4. 3. 1 (1) 契約の履行に当たり、故意に物品の製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者」とある。IHIは、F3エンジンのトラブルからして、発注内容について明らかに不都合が生じている。受注の有資格者として適格性をどのように判断しているのか。答えられたい。またこのトラブルの原因を何と考え、また対策はどのようにすべきと考えているか。

四 防衛庁発注において、概算契約の価格確定はどのように行なわれているのか、また、確定価格の妥当性の確認はどのように行なわれているのか、明らかにされたい。さらに、これらについて会計検査院の監査はどのように行なわれているのか。

五 防衛庁発注において、専用設備や専用治具は、防衛生産以外には使わないとの前提で、その費用を全額国が負担している。それらの管理はどのように行なわれているのか。仮に民間向け製造にも使用しているとしたら問題ではないか。民間向け製造に使用している事実はないのか、明らかにされたい。

六 二〇〇二年一月二〇日には、日本エアシステムJAS423便の左エンジンが停止し緊急着陸するという事故があったが、これもIHIがオーバーホールしたものであった。この事故の原因は何か。是正処置および再発防止の対策はどのように行なわれたのか。

内閣衆質一五六第六四号
平成十五年五月三十日

内閣総理大臣臨時代理 福田 康夫
国務大臣 綿貫 民輔殿

衆議院議員川田悦子君提出防衛庁等による発注等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員川田悦子君提出防衛庁等による発注等に関する質問に対する答弁書

一及び二について

防衛庁においては、平成十四年五月以降、航空自衛隊のT-4のエンジンの燃料制御装置（以下「燃料制御装置」という。）において、燃料

流量の調節に不具合が生じる事象が六件発生していることを把握しており、すべての燃料制御装置について、修理・点検を行うこととしたところである。

このうち、修理契約における瑕疵担保条項の一年間の瑕疵担保期間が経過していない燃料制御装置については、同条項に基づき石川島播磨重工業株式会社（以下「IHI」という。）が無償で修補を行い、同期間を経過した燃料制御装置で平成十七年三月までにエンジン又は燃料制御装置のオーバーホール等が予定されているものについては、その際に、防衛庁において追加費用を負担することなく、IHIが修理・点検を行うこととし、これら以外のものについては、同庁が新たに二件の修理契約を締結して修理・点検を行うこととしたところである。

これら二件の修理契約の対象となっている燃料制御装置は合計九十台であり、各契約の当初の契約金額は、それぞれ四千五百二十万八千五百五十円及び三千六十四万四千円であり、代金は航空機修理費から支出することとしている。

このように、燃料制御装置の修理・点検については、修理契約の規定に基づき適切に対応していく考えである。

三について

IHIが、一及び二について述べた不具合の発生について故意に物品の製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした等の事実は確認されておらず、IHIが、内閣府所管契約事務取扱細則（平成十三年内閣府訓令第三十八号）第二十条第一項各号に定める「有資格者」としないことができる者に該当するとは考えていない。

御指摘のトラブルの原因は、燃料制御装置のボルトに加工の際生じた金属片が剥離して制御用ピストンに挟まったため、燃料流量の調節に不具合が生じたものであり、この対策として、一及び二について述べたIHIにおける修理・点検において、燃料制御装置の内部洗浄及び当該ボルトの交換を行っているところである。

四について

防衛庁においては、一般に、契約相手方に支払われる代金の金額を契約金額をもって確定している契約以外の契約にあつては、あらかじめ契約で定める基準に従つて代金の金額を後日、確定しており、当該確定した金額の妥当性については、契約相手方から、当該契約の履行のために支出し又は負担した費用に係る書類等の提出を受けるなどして、その内容の適否を審査することによって確認している。

会計検査院においては、防衛庁が保有する代金の確定に係る資料等を基に、確定された金額の妥当性について検査しており、必要があれば契約相手方の関係場所へ赴き、契約相手方が当該契約の履行のために支出し又は負担した費用を確認していると承知している。

五について

防衛庁が行う調達において、契約に計上された専用治工具費並びに専用の機械及び装置費に係る物品については、契約を締結した時に、契約以外の目的で使用されることがないことを確認し、代金を確定した時又は契約履行期間中の監督を行った時に、契約以外の目的での使用の有無を確認している。これらの物品が契約以外の目的で使用されているとの事実把握してい

ない。

六について

平成十四年十一月二十日に日本エアシステム四二三便が名古屋空港を離陸し上昇中に、右側のエンジンに不具合が発生したことから、当該エンジンを停止し名古屋空港に引き返す事案が発生した。原因究明のため、株式会社日本エアシステム(以下「JAS」という。)がIHIに当該エンジンを分解させたところ、当該エンジン内部にある部品の一部の破損が不具合のきっかけとなったことが明らかとなった。現在、当該部品は、当該エンジンの製造者である英国インターナショナル・エアロ・エンジンズ社(以下「IAE」という。)に送付され、当該破損の原因について詳細な調査が行われているところである。

JASにおいては、右に述べた経緯を踏まえて、当該エンジンと同型式のエンジンについて当該部品の定期的な点検を強化しているところであると承知しており、政府としては、IAEによる詳細な調査の結果を踏まえて、必要な措置を講じてまいりたい。

(答弁通知書受領)

一、去る五月三十日、内閣から、衆議院議員山元勉君提出公用車、特に警察車両におけるアイドリングストップの実施に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十五年六月三十日まで回答する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。
一、去る五月三十日、内閣から、衆議院議員金田誠一君提出高濃度アルコール含有燃料に関する質問に対して、質問事項について検討する必要

があり、これに日時を要するため、平成十五年六月十六日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。
一、去る五月三十日、内閣から、衆議院議員岩國哲人君提出特殊法人等が所有する施設等の売却に関する質問に対して、質問事項について検討する必要がある、これに日時を要するため、平成十五年六月二十三日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

仲裁法案

右
国会に提出する。

平成十五年三月十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

仲裁法

目次

- 第一章 総則(第一条―第十二条)
- 第二章 仲裁合意(第十三条―第十五条)
- 第三章 仲裁人(第十六条―第二十二条)
- 第四章 仲裁廷の特別の権限(第二十三条・第二十四条)
- 第五章 仲裁手続の開始及び仲裁手続における審理(第二十五条―第三十五条)
- 第六章 仲裁判断及び仲裁手続の終了(第三十六―第四十三条)
- 第七章 仲裁判断の取消し(第四十四条)
- 第八章 仲裁判断の承認及び執行決定(第四十五―第四十六条)
- 第九章 雑則(第四十七条―第四十九条)

第十章 罰則(第五十条 第五十五条)
附則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 仲裁地が日本国内にある仲裁手続及び仲裁手続に関して裁判所が行う手続については、他の法令に定めるもののほか、この法律の定めるところによる。

(定義)

第二条 この法律において「仲裁合意」とは、既に生じた民事上の紛争又は将来において生ずる一定の法律関係(契約に基づくものであるかどうかを問わない。)に関する民事上の紛争の全部又は一部の解決を一人又は二人以上の仲裁人にゆだね、かつ、その判断(以下「仲裁判断」という。)に服する旨の合意をいう。

2 この法律において「仲裁廷」とは、仲裁合意に基づき、その対象となる民事上の紛争について審理し、仲裁判断を行う一人の仲裁人又は二人以上の仲裁人の合議体をいう。

3 この法律において「主張書面」とは、仲裁手続において当事者が作成して仲裁廷に提出する書面であつて、当該当事者の主張が記載されているものをいう。

(適用範囲)

第三条 次章から第七章まで、第九章及び第十章の規定は、次項及び第八条に定めるものを除き、仲裁地が日本国内にある場合について適用する。

2 第十四条第一項及び第十五条の規定は、仲裁地が日本国内にある場合、仲裁地が日本国外にある場合及び仲裁地が定まっていない場合に適用する。

3 第八章の規定は、仲裁地が日本国内にある場合及び仲裁地が日本国外にある場合に適用する。

(裁判所の関与)

第四条 仲裁手続に関しては、裁判所は、この法律に規定する場合に限り、その権限を行使することができる。

(裁判所の管轄)

第五条 この法律の規定により裁判所が行う手続に係る事件は、次に掲げる裁判所の管轄に専属する。

一 当事者が合意により定めた地方裁判所

二 仲裁地(一の地方裁判所の管轄区域のみに属する地域を仲裁地として定めた場合に限る。)を管轄する地方裁判所

三 当該事件の被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所

2 この法律の規定により二以上の裁判所が管轄権を有するときは、先に申立てがあった裁判所が管轄する。

3 裁判所は、この法律の規定により裁判所が行う手続に係る事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるときは、申立てにより又は職権で、これを管轄裁判所に移送しなければならない。

(任意的口頭弁論)

第六条 この法律の規定により裁判所が行う手続に係る裁判は、口頭弁論を経ないことができる。

(裁判に対する不服申立て)

第七条 この法律の規定により裁判所が行う手続に係る裁判につき利害関係を有する者は、この法律に特別の定めがある場合に限り、当該裁判

に対し、その告知を受けた日から二週間の不変期間内に、即時抗告をすることができる。
(仲裁地が定まっていない場合における裁判所の関与)

第八条 裁判所に対する次の各号に掲げる申立ては、仲裁地が定まっていない場合であつて、仲裁地が日本国内となる可能性があり、かつ、申立人又は被申立人の普通裁判籍最後の住所により定まるものを除く。)の所在地が日本国内にあるときも、することができる。この場合においては、当該各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める規定を適用する。

一 第十八条第三項の申立て 同条

二 第十七条第二項から第五項までの申立て 同条

三 第十九条第四項の申立て 第十八条及び第十九条

四 第二十条の申立て 同条

2 前項の場合における同項各号に掲げる申立てに係る事件は、第五条第一項の規定にかかわらず、前項に規定する普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

(裁判所が行う手続に係る事件の記録の閲覧等)
第九条 この法律の規定により裁判所が行う手続について利害関係を有する者は、裁判所書記官に対し、次に掲げる事項を請求することができる。

一 事件の記録の閲覧又は謄写
二 事件の記録中の電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録の複製

三 事件の記録の正本、謄本又は抄本の交付
四 事件に関する事項の証明書の交付

(裁判所が行う手続についての民事訴訟法の準用)
第十条 この法律の規定により裁判所が行う手続に関しては、特別の定めがある場合を除き、民事訴訟法(平成八年法律第九号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)
第十一条 この法律に定めるもののほか、この法律の規定により裁判所が行う手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

(書面によつてする通知)
第十二条 仲裁手続における通知を書面によつてするときは、当事者間に別段の合意がない限り、名あて人が直接当該書面を受領した時又は名あて人の住所、常居所、営業所、事務所若しくは配達場所(名あて人が発信人からの書面の配達を受けるべき場所として指定した場所をいう。以下この条において同じ。)に当該書面が配達された時に、通知がされたものとする。

2 裁判所は、仲裁手続における書面によつてする通知について、当該書面を名あて人の住所、常居所、営業所、事務所又は配達場所に配達することが可能であるが、発信人が当該配達の実を証明する資料を得ることが困難である場合において、必要があるとき認めるときは、発信人の申立てにより、裁判所が当該書面の送達をする旨の決定をすることができる。この場合における送達については、民事訴訟法第一百四条及び第一百十条から第一百三十三条までの規定は適用しない。

3 前項の規定は、当事者間に同項の送達を行わない旨の合意がある場合には、適用しない。

4 第二項の申立てに係る事件は、第五条第一項

の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号に掲げる裁判所並びに名あて人の住所、常居所、営業所、事務所又は配達場所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

5 仲裁手続における通知を書面によつてする場合において、名あて人の住所、常居所、営業所、事務所及び配達場所のすべてが相当の調査をしても分らないときは、当事者間に別段の合意がない限り、発信人は、名あて人の最後の住所、常居所、営業所、事務所又は配達場所にあてて当該書面を書留郵便その他配達を試みたことを証明することができる方法により発送すれば足りる。この場合においては、当該書面が通常到達すべきであった時に通知がされたものとする。

6 第一項及び前項の規定は、この法律の規定により裁判所が行う手続において通知を行う場合については、適用しない。

第二章 仲裁合意
(仲裁合意の効力等)
第十三条 仲裁合意は、法令に別段の定めがある場合を除き、当事者が和解をすることができる民事上の紛争(離婚又は離婚の紛争を除く。)を対象とする場合に限り、その効力を有する。

2 仲裁合意は、当事者の全部が署名した文書、当事者が交換した書簡又は電報(ファクシミリ装置その他の隔地者間の通信手段で文字による通信内容の記録が受信者に提供されるものを用いて送信されたものを含む。)その他の書面によつてしなければならない。

3 書面によつてされた契約において、仲裁合意を内容とする条項が記載された文書が当該契約の一部を構成するものとして引用されていると

きは、その仲裁合意は、書面によってされたものとする。

4 仲裁合意がその内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）によつてされたときは、その仲裁合意は、書面によつてされたものとする。

5 仲裁手続において、一方の当事者が提出した主張書面に仲裁合意の内容の記載があり、これに対して他方の当事者が提出した主張書面にこれを争う旨の記載がないときは、その仲裁合意は、書面によってされたものとみなす。

6 仲裁合意を含む一の契約において、仲裁合意以外の契約条項が無効、取消しその他の事由により効力を有しないものとされる場合においても、仲裁合意は、当然には、その効力を妨げられない。

（仲裁合意と本案訴訟）

第十四条 仲裁合意の対象となる民事上の紛争について訴えが提起されたときは、受訴裁判所は、被告の申立てにより、訴えを却下しなければならぬ。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一 仲裁合意が無効、取消しその他の事由により効力を有しないとき。

二 仲裁合意に基づく仲裁手続を行うことができないとき。

三 当該申立てが、本案について、被告が弁論をし、又は弁論準備手続において申述をした後にされたものであるとき。

2 仲裁廷は、前項の訴えに係る訴訟が裁判所に

係属する間においても、仲裁手続を開始し、又は続行し、かつ、仲裁判断をすることができ
る。

(仲裁合意と裁判所の保全処分)

第十五条 仲裁合意は、その当事者が、当該仲裁合意の対象となる民事上の紛争に關して、仲裁手続の開始前又は進行中に、裁判所に対して保全処分の申立てをすること、及びその申立てを受けた裁判所が保全処分を命ずることを妨げない。

第三章 仲裁人

(仲裁人の数)

第十六条 仲裁人の数は、当事者が合意により定めるところによる。

2 当事者の数が二人である場合において、前項の合意がないときは、仲裁人の数は、三人とする。

3 当事者の数が三人以上である場合において、第一項の合意がないときは、当事者の申立てにより、裁判所が仲裁人の数を定める。

(仲裁人の選任)

第十七条 仲裁人の選任手続は、当事者が合意により定めるところによる。ただし、第五項又は第六項に規定するものについては、この限りでない。

2 当事者の数が二人であり、仲裁人の数が三人である場合において、前項の合意がないときは、当事者がそれぞれ一人の仲裁人を、当事者により選任された二人の仲裁人がその余の仲裁人を、選任する。この場合において、一方の当事者が仲裁人を選任した他方の当事者から仲裁人を選任すべき旨の催告を受けた日から三十日以内にその選任をしないときは当該当事者の申

立てにより、当事者により選任された二人の仲裁人がその選任後三十日以内にその余の仲裁人を選任しないときは一方の当事者の申立てにより、裁判所が仲裁人を選任する。

3 当事者の数が二人であり、仲裁人の数が一人である場合において、第一項の合意がなく、かつ、当事者間に仲裁人の選任についての合意が成立しないときは、一方の当事者の申立てにより、裁判所が仲裁人を選任する。

4 当事者の数が三人以上である場合において、第一項の合意がないときは、当事者の申立てにより、裁判所が仲裁人を選任する。

5 第一項の合意により仲裁人の選任手続が定められた場合であっても、当該選任手続において定められた行為がされないことその他の理由によって当該選任手続による仲裁人の選任ができなくなったときは、一方の当事者は、裁判所に對し、仲裁人の選任の申立てをすることができ

6 裁判所は、第二項から前項までの規定による
仲裁人の選任に当たっては、次に掲げる事項に
配慮しなければならない。

一 当事者の合意により定められた仲裁人の要件

- 二 選任される者の公正性及び独立性
- 三 仲裁人の数を一人とする場合又は当事者に

より選任された二人の仲裁人が選任すべき仲裁人を選任すべき場合にあっては、当事者双方の国籍と異なる国籍を有する者を選任することが適当かどうか。

(忌避の原因等)

第十八条 当事者は、仲裁人に次に掲げる事由があるときは、当該仲裁人を忌避することができ

る。

一 当事者の合意により定められた仲裁人の要件を具備しないとき。

二 仲裁人の公正性又は独立性を疑うに足りる相当な理由があるとき。

2 仲裁人を選任し、又は当該仲裁人の選任について推薦その他これに類する関与をした当事者は、当該選任後に知った事由を忌避の原因とする場合に限り、当該仲裁人を忌避することができぬ。

3 仲裁人への就任の依頼を受けてその交渉に
応じようとする者は、当該依頼をした者に対し、
自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるお
それのある事実の全部を開示しなければならな
い。

4 仲裁人は、仲裁手続の進行中、当事者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実、既に開示したものを除く。の全部を遅滞なく開示しなければならぬ。

(忌避の手続)

第十九条 仲裁人の忌避の手続は、当事者が合意により定めるところによる。ただし、第四項に規定するものについては、この限りでない。

避についての決定は、当事者の申立てにより、仲裁廷が行う。

3 前項の申立てをしようとする当事者は、仲裁廷が構成されたことを知った日又は前条第一項各号に掲げる事由のいずれかがあることを知った日のいずれか遅い日から十五日以内に、忌避の原因を記載した申立書を仲裁廷に提出しなければならぬ。この場合において、仲裁廷は、

当該仲裁人に忌避の原因があると認めるときは、忌避を理由があるとする決定をしなければならない。

4 前三項に規定する忌避の手続において仲裁人の忌避を理由がないとする決定がされた場合には、その忌避をした当事者は、当該決定の通知を受けた日から三十日以内に、裁判所に対し、当該仲裁人の忌避の申立てをすることができ、この場合において、裁判所は、当該仲裁人に忌避の原因があると認めるときは、忌避を理由があるとする決定をしなければならない。

5 仲裁廷は、前項の忌避の申立てに係る事件が裁判所に係属する間においても、仲裁手続を開始し、又は続行し、かつ、仲裁判断をすることができ、

(解任の申立て)

第二十条 当事者は、次に掲げる事由があるときは、裁判所に対し、仲裁人の解任の申立てをすることができ、この場合において、裁判所は、当該仲裁人にその申立てに係る事由があると認めるときは、当該仲裁人を解任する決定をしなければならない。

一 仲裁人が法律上又は事実上その任務を遂行することができなくなったとき。

二 前号の場合を除くほか、仲裁人がその任務の遂行を不当に遅滞させたとき。

(仲裁人の任務の終了)

第二十一条 仲裁人の任務は、次に掲げる事由により、終了する。

- 一 仲裁人の死亡
- 二 仲裁人の辞任
- 三 当事者の合意による仲裁人の解任

四 第十九条第一項から第四項までに規定する忌避の手続においてされた忌避を理由があるとする決定

五 前条の規定による仲裁人の解任の決定

2 第十九条第一項から第四項までに規定する忌避の手続又は前条の規定による解任の手続の進行中に、仲裁人が辞任し、又は当事者の合意により仲裁人が解任されたという事実のみから、当該仲裁人について第十八条第一項各号又は前条各号に掲げる事由があるものと推定してはならない。

(後任の仲裁人の選任方法)

第二十二条 前条第一項各号に掲げる事由により仲裁人の任務が終了した場合における後任の仲裁人の選任の方法は、当事者間に別段の合意がない限り、任務が終了した仲裁人の選任に適用された選任の方法による。

第四章 仲裁廷の特別の権限

(自己の仲裁権限の有無についての判断)

第二十三条 仲裁廷は、仲裁合意の存否又は効力に関する主張についての判断その他自己の仲裁権限(仲裁手続における審理及び仲裁判断を行う権限をいう。以下この条において同じ。)の有無についての判断を示すことができる。

2 仲裁手続において、仲裁廷が仲裁権限を有しない旨の主張は、その原因となる事由が仲裁手続の進行中に生じた場合にあつてはその後速やかに、その他の場合にあつては本案についての最初の主張書面の提出の時(口頭審理において口頭で最初に本案についての主張をする時を含む。)までに、しなければならない。ただし、仲裁権限を有しない旨の主張の遅延について正当

な理由があると仲裁廷が認めるときは、この限りでない。

3 当事者は、仲裁人を選任し、又は仲裁人の選任について推薦その他これに類する関与をした場合であっても、前項の主張をすることができ、

4 仲裁廷は、適法な第二項の主張があつたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める決定又は仲裁判断により、当該主張に対する判断を示さなければならない。

- 一 自己が仲裁権限を有する旨の判断を示す場合 仲裁判断前の独立の決定又は仲裁判断
- 二 自己が仲裁権限を有しない旨の判断を示す場合 仲裁手続の終了決定

5 仲裁廷が仲裁判断前の独立の決定において自己が仲裁権限を有する旨の判断を示したときは、当事者は、当該決定の通知を受けた日から三十日以内に、裁判所に対し、当該仲裁廷が仲裁権限を有するかどうかについての判断を求める申立てをすることができ、この場合において、当該申立てに係る事件が裁判所に係属する場合であっても、当該仲裁廷は、仲裁手続を続行し、かつ、仲裁判断をすることができ、

(暫定措置又は保全措置)

第二十四条 仲裁廷は、当事者間に別段の合意がない限り、その一方の申立てにより、いずれの当事者に対しても、紛争の対象について仲裁廷が必要と認める暫定措置又は保全措置を講ずることを命ずることができる。

2 仲裁廷は、いずれの当事者に対しても、前項の暫定措置又は保全措置を講ずるについて、相当な担保を提供すべきことを命ずることができる。

第五章 仲裁手続の開始及び仲裁手続における審理

(当事者の平等待遇)

第二十五条 仲裁手続においては、当事者は、平等に取り扱われなければならない。

2 仲裁手続においては、当事者は、事案について説明する十分な機会が与えられなければならない。

(仲裁手続の準則)

第二十六条 仲裁廷が従うべき仲裁手続の準則は、当事者が合意により定めるところによる。ただし、この法律の公の秩序に関する規定に反してはならない。

2 前項の合意がないときは、仲裁廷は、この法律の規定に反しない限り、適当と認める方法によって仲裁手続を実施することができる。

3 第一項の合意がない場合における仲裁廷の権限には、証拠に関し、証拠としての許容性、取調べの必要性及びその証明力についての判断をする権限が含まれる。

(異議権の放棄)

第二十七条 仲裁手続においては、当事者は、この法律の規定又は当事者間の合意により定められた仲裁手続の準則(いずれも公の秩序に関しないものに限る。)が遵守されていないことを知りながら、遅滞なく(異議を述べべき期限についての定めがある場合にあつては、当該期限までに)異議を述べないときは、当事者間に別段の合意がない限り、異議を述べる権利を放棄したものとみなす。

(仲裁地)

第二十八条 仲裁地は、当事者が合意により定めるところによる。

2 前項の合意がないときは、仲裁廷は、当事者の利便その他の紛争に関する事情を考慮して、仲裁地を定める。 3 仲裁廷は、当事者間に別段の合意がない限り、前二項の規定による仲裁地にかかわらず、適当と認めるいかなる場所においても、次に掲げる手続を行うことができる。 一 合議体である仲裁廷の評議 二 当事者、鑑定人又は第三者の陳述の聴取 三 物又は文書の見分 (仲裁手続の開始及び時効の中断) 第二十九条 仲裁手続は、当事者間に別段の合意がない限り、特定の民事上の紛争について、一方の当事者が他方の当事者に対し、これを仲裁手続に付する旨の通知をした日に開始する。 2 仲裁手続における請求は、時効中断の効力を生ずる。ただし、当該仲裁手続が仲裁判断によらずに終了したときは、この限りでない。 (言語) 第三十条 仲裁手続において使用する言語及びその言語を使用して行うべき手続は、当事者が合意により定めるところによる。 2 前項の合意がないときは、仲裁廷が、仲裁手続において使用する言語及びその言語を使用し行うべき手続を定める。 3 第一項の合意又は前項の決定において、定められた言語を使用して行うべき手続についての定めがないときは、その言語を使用し行うべき手続は、次に掲げるものとする。 一 口頭による手続 二 当事者が行う書面による陳述又は通知 三 仲裁廷が行う書面による決定(仲裁判断を含む。)又は通知	4 仲裁廷は、すべての証拠書類について、第一項の合意又は第二項の決定により定められた言語(翻訳文について使用するべき言語の定めがある場合)にあつては、当該言語による翻訳文を添付することを命ずることができる。 (当事者の陳述の時期的制限) 第三十一条 仲裁申立人(仲裁手続において、これを開始させるための行為をした当事者をいう。以下同じ。)は、仲裁廷が定めた期間内に、申立ての趣旨、申立ての根拠となる事実及び紛争の要点を陳述しなければならない。この場合において、仲裁申立人は、取り調べる必要があると思料するすべての証拠書類を提出し、又は提出予定の証拠書類その他の証拠を引用することができる。 2 仲裁被申立人(仲裁申立人以外の仲裁手続の当事者をいう。以下同じ。)は、仲裁廷が定めた期間内に、前項の規定により陳述された事項についての自己の主張を陳述しなければならない。この場合においては、同項後段の規定を準用する。 3 すべての当事者は、仲裁手続の進行中において、自己の陳述の変更又は追加をすることができる。ただし、当該変更又は追加が時機に後れてされたものであるときは、仲裁廷は、これを許さないことができる。 4 前三項の規定は、当事者間に別段の合意がある場合には、適用しない。 (審理の方法) 第三十二条 仲裁廷は、当事者に証拠の提出又は意見の陳述をさせるため、口頭審理を実施することができる。ただし、一方の当事者が第三十	四 第三項の求めその他の口頭審理の実施の申立てをしたときは、仲裁手続における適切な時期に、当該口頭審理を実施しなければならない。 2 前項の規定は、当事者間に別段の合意がある場合には、適用しない。 3 仲裁廷は、意見の聴取又は物若しくは文書の見分を行うために口頭審理を行うときは、当該口頭審理の期日までに相当な期間において、当事者に対し、当該口頭審理の日時及び場所を通知しなければならない。 4 当事者は、主張書面、証拠書類その他の記録を仲裁廷に提供したときは、他の当事者がその内容を知ることができるようにする措置を執らなければならない。 5 仲裁廷は、仲裁判断その他の仲裁廷の決定の基礎となるべき鑑定人の報告その他の証拠資料の内容を、すべての当事者が知ることができるようにする措置を執らなければならない。 (不熱心な当事者がいる場合の取扱い) 第三十三条 仲裁廷は、仲裁申立人が第三十一条第一項の規定に違反したときは、仲裁手続の終了決定をしなければならない。ただし、違反したことについて正当な理由がある場合は、この限りでない。 2 仲裁廷は、仲裁被申立人が第三十一条第二項の規定に違反した場合であっても、仲裁被申立人が仲裁申立人の主張を認めたものとして取り扱うことなく、仲裁手続を続行しなければならない。 3 仲裁廷は、一方の当事者が口頭審理の期日に出席せず、又は証拠書類を提出しないときは、	その時までに収集された証拠に基づいて、仲裁判断をすることができる。ただし、当該当事者が口頭審理に出席せず、又は証拠書類を提出しないことについて正当な理由がある場合は、この限りでない。 4 前三項の規定は、当事者間に別段の合意がある場合には、適用しない。 (仲裁廷による鑑定人の選任等) 第三十四条 仲裁廷は、一人又は二人以上の鑑定人を選任し、必要な事項について鑑定をさせ、文書又は口頭によりその結果の報告をさせることができる。 2 前項の場合において、仲裁廷は、当事者に対し、次に掲げる行為をすることを求めることができる。 一 鑑定に必要な情報を鑑定人に提供すること。 二 鑑定に必要な文書その他の物を、鑑定人に提出し、又は鑑定人が見分をすることができるようにすること。 3 当事者の求めがあるとき、又は仲裁廷が必要と認めるときは、鑑定人は、第一項の規定による報告をした後、口頭審理の期日に出席しなければならない。 4 当事者は、前項の口頭審理の期日において、次に掲げる行為をすることができる。 一 鑑定人に質問をすること。 二 自己が依頼した専門的知識を有する者に当該鑑定に係る事項について陳述をさせること。 5 前各項の規定は、当事者間に別段の合意がある場合には、適用しない。
--	--	--	--

(裁判所により実施する証拠調べ)

第三十五条 仲裁廷又は当事者は、民事訴訟法の規定による調査の嘱託、証人尋問、鑑定、書証(当事者が文書を提出してするものを除く。)及び検証(当事者が検証の目的を提示してするものを除く。)であつて仲裁廷が必要と認めるものにつき、裁判所に対し、その実施を求める申立てをすることができる。ただし、当事者間にこれらの全部又は一部についてその実施を求める申立てをしない旨の合意がある場合は、この限りでない。

2 当事者が前項の申立てをするには、仲裁廷の同意を得なければならない。

3 第一項の申立てに係る事件は、第五条第一項の規定にかかわらず、次に掲げる裁判所の管轄に専属する。

一 第五条第一項第二号に掲げる裁判所

二 尋問を受けるべき者若しくは文書を所持する者の住所若しくは居所又は検証の目的の所在地を管轄する地方裁判所

三 申立人又は被申立人の普通裁判籍の所在地を管轄する地方裁判所(前二号に掲げる裁判所がない場合に限る。)

4 第一項の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。

5 第一項の申立てにより裁判所が当該証拠調べを実施するに当たり、仲裁人は、文書を閲読し、検証の目的を検証し、又は裁判長の許可を得て証人若しくは鑑定人(民事訴訟法第二百十三条に規定する鑑定人をいう。)に対して質問をすることができる。

6 裁判所書記官は、第一項の申立てにより裁判

所が実施する証拠調べについて、調書を作成しなければならない。

第六章 仲裁判断及び仲裁手続の終了

(仲裁判断において準拠すべき法)

第三十六条 仲裁廷が仲裁判断において準拠すべき法は、当事者が合意により定めるところによる。この場合において、一の国の法令が定められたときは、反対の意思が明示された場合を除き、当該定めは、抵触する内外の法令の適用関係を定めるその国の法令ではなく、事案に直接適用されるその国の法令を定めたものとみなす。

2 前項の合意がないときは、仲裁廷は、仲裁手続に付された民事上の紛争に最も密接な関係がある国の法令であつて事案に直接適用されるべきものを適用しなければならない。

3 仲裁廷は、当事者双方の明示された求めがあるときは、前二項の規定にかかわらず、衡平と善により判断するものとする。

4 仲裁廷は、仲裁手続に付された民事上の紛争に係る契約があるときはこれに定められたところに従つて判断し、当該民事上の紛争に適用することができる慣習があるときはこれを考慮しなければならない。

(合議体である仲裁廷の議事)

第三十七条 合議体である仲裁廷は、仲裁人の互選により、仲裁廷の長である仲裁人を選任しなければならない。

2 合議体である仲裁廷の議事は、仲裁廷を構成する仲裁人の過半数で決する。

3 前項の規定にかかわらず、仲裁手続における手続上の事項は、当事者双方の合意又は他のす

べての仲裁人の委任があるときは、仲裁廷の長である仲裁人が決することができる。

4 前三項の規定は、当事者間に別段の合意がある場合には、適用しない。

(和解)

第三十八条 仲裁廷は、仲裁手続の進行中において、仲裁手続に付された民事上の紛争について当事者間に和解が成立し、かつ、当事者双方の申立てがあるときは、当該和解における合意を内容とする決定をすることができる。

2 前項の決定は、仲裁判断としての効力を有する。

3 第一項の決定をするには、次条第一項及び第三項の規定に従つて決定書を作成し、かつ、これに仲裁判断であることの表示をしなければならない。

4 当事者双方の承諾がある場合には、仲裁廷又はその選任した一人若しくは二人以上の仲裁人は、仲裁手続に付された民事上の紛争について、和解を試みることができる。

5 前項の承諾又はその撤回は、当事者間に別段の合意がない限り、書面で行なければならない。

(仲裁判断書)

第三十九条 仲裁判断をするには、仲裁判断書を作成し、これに仲裁判断をした仲裁人が署名しなければならない。ただし、仲裁廷が合議体である場合には、仲裁廷を構成する仲裁人の過半数が署名し、かつ、他の仲裁人の署名がないことと理由を記載すれば足りる。

2 仲裁判断書には、理由を記載しなければならない。ただし、当事者間に別段の合意がある場

合は、この限りでない。

3 仲裁判断書には、作成の年月日及び仲裁地を記載しなければならない。

4 仲裁判断は、仲裁地においてされたものとみなす。

5 仲裁廷は、仲裁判断がされたときは、仲裁人の署名のある仲裁判断書の写しを送付する方法により、仲裁判断を各当事者に通知しなければならない。

6 第一項ただし書の規定は、前項の仲裁判断書の写しについて準用する。

(仲裁手続の終了)

第四十条 仲裁手続は、仲裁判断又は仲裁手続の終了決定があつたときに、終了する。

2 仲裁廷は、第二十三条第四項第二号又は第三十三条第一項の規定による場合のほか、次に掲げる事由のいずれかがあるときは、仲裁手続の終了決定をしなければならない。

一 仲裁申立人がその申立てを取り下げたとき。ただし、仲裁被申立人が取下げに異議を述べ、かつ、仲裁手続に付された民事上の紛争の解決について仲裁被申立人が正当な利益を有すると仲裁廷が認めるときは、この限りでない。

二 当事者双方が仲裁手続を終了させる旨の合意をしたとき。

三 仲裁手続に付された民事上の紛争について、当事者間に和解が成立したとき(第三十八條第一項の決定があつたときを除く。)

四 前三号に掲げる場合のほか、仲裁廷が、仲裁手続を続行する必要がなく、又は仲裁手続を続行することが不可能であると認めたとき。

3 仲裁手続が終了したときは、仲裁廷の任務は、終了する。ただし、次条から第四十三条までの規定による行為をすることができる。 (仲裁判断の訂正) 第四十一条 仲裁廷は、当事者の申立てにより又は職権で、仲裁判断における計算違い、誤記その他これらに類する誤りを訂正することができる。	2 前項の申立ては、当事者間に別段の合意がない限り、仲裁判断の通知を受けた日から三十日以内にしなければならない。 3 当事者は、第一項の申立てをするときは、あらかじめ、又は同時に、他の当事者に対して、当該申立ての内容を記載した通知を発ししなければならない。 4 仲裁廷は、第一項の申立ての日から三十日以内に、当該申立てについての決定をしなければならない。 5 仲裁廷は、必要があると認めるときは、前項の期間を延長することができる。 6 第三十九条の規定は、仲裁判断の訂正の決定及び第一項の申立てを却下する決定について準用する。 (仲裁廷による仲裁判断の解釈) 第四十二条 当事者は、仲裁廷に対し、仲裁判断の特定の部分の解釈を求める申立てをすることができる。 2 前項の申立ては、当事者間にかかる申立てをすることができる旨の合意がある場合に限り、することができる。 3 前条第二項及び第三項の規定は第一項の申立てについて、第三十九条並びに前条第四項及び	第五項の規定は第一項の申立てについての決定について、それぞれ準用する。 (追加仲裁判断) 第四十三条 当事者は、仲裁手続における申立てのうちに仲裁判断において判断が示されなかったものがあるときは、当事者間に別段の合意がない限り、仲裁廷に対し、当該申立てについての仲裁判断を求める申立てをすることができる。この場合においては、第四十一条第二項及び第三項の規定を準用する。 2 仲裁廷は、前項の申立ての日から六十日以内に、当該申立てについての決定をしなければならない。この場合においては、第四十一条第五項の規定を準用する。 3 第三十九条の規定は、前項の決定について準用する。 第七章 仲裁判断の取消し 第四十四条 当事者は、次に掲げる事由があるときは、裁判所に対し、仲裁判断の取消しの申立てをすることができる。 一 仲裁合意が、当事者の能力の制限により、その効力を有しないこと。 二 仲裁合意が、当事者が合意により仲裁合意に適用すべきものとして指定した法令(当該指定がないときは、日本の法令)によれば、当事者の能力の制限以外の事由により、その効力を有しないこと。 三 申立人が、仲裁人の選任手続又は仲裁手続において、日本の法令(その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意)により必要とされる通知を受けなかったこと。	3 仲裁手続が終了したときは、仲裁廷の任務は、終了する。ただし、次条から第四十三条までの規定による行為をすることができる。 (仲裁判断の訂正) 第四十一条 仲裁廷は、当事者の申立てにより又は職権で、仲裁判断における計算違い、誤記その他これらに類する誤りを訂正することができる。
四 申立人が、仲裁手続において防御することが不可能であったこと。 五 仲裁判断が、仲裁合意又は仲裁手続における申立ての範囲を超える事項に関する判断を含むものであること。 六 仲裁廷の構成又は仲裁手続が、日本の法令(その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意)に違反するものであったこと。 七 仲裁手続における申立てが、日本の法令によれば、仲裁合意の対象とすることができない紛争に関するものであること。 八 仲裁判断の内容が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。	2 前項の申立ては、仲裁判断書第四十一条から前条までの規定による仲裁廷の決定の決定書を含む。の写しの送付による通知がされた日から三箇月を経過したとき、又は第四十六条の規定による執行決定が確定したときは、することができない。 3 裁判所は、第一項の申立てに係る事件がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。 4 第一項の申立てに係る事件についての第五条第三項又は前項の規定による決定に対しては、即時抗告をすることができる。 5 裁判所は、口頭弁論又は当事者双方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、第一項の申立てについての決定をすることができない。	四 申立人が、仲裁手続において防御することが不可能であったこと。 五 仲裁判断が、仲裁合意又は仲裁手続における申立ての範囲を超える事項に関する判断を含むものであること。 六 仲裁廷の構成又は仲裁手続が、日本の法令(その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意)に違反するものであったこと。 七 仲裁手続における申立てが、日本の法令によれば、仲裁合意の対象とすることができない紛争に関するものであること。 八 仲裁判断の内容が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。	3 仲裁手続が終了したときは、仲裁廷の任務は、終了する。ただし、次条から第四十三条までの規定による行為をすることができる。 (仲裁判断の訂正) 第四十一条 仲裁廷は、当事者の申立てにより又は職権で、仲裁判断における計算違い、誤記その他これらに類する誤りを訂正することができる。
6 裁判所は、第一項の申立てがあった場合において、同項各号に掲げる事由のいずれかがあると認めるとき(同項第二号から第六号までに掲げる事由にあつては、申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。)は、仲裁判断を取り消すことができる。 7 第一項第五号に掲げる事由がある場合において、当該仲裁判断から同号に規定する事項に関する部分を区分することができるときは、裁判所は、仲裁判断のうち当該部分のみを取り消すことができる。 8 第一項の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。 第八章 仲裁判断の承認及び執行決定 (仲裁判断の承認) 第四十五条 仲裁判断(仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わない。以下この章において同じ。)は、確定判決と同一の効力を有する。ただし、当該仲裁判断に基づく民事執行をするには、次条の規定による執行決定がなければならない。 2 前項の規定は、次に掲げる事由のいずれかがある場合(第一号から第七号までに掲げる事由にあつては、当事者のいずれかが当該事由の存在を証明した場合に限る。)には、適用しない。 一 仲裁合意が、当事者の能力の制限により、その効力を有しないこと。 二 仲裁合意が、当事者が合意により仲裁合意に適用すべきものとして指定した法令(当該指定がないときは、仲裁地が属する国の法令)によれば、当事者の能力の制限以外の事	6 裁判所は、第一項の申立てがあった場合において、同項各号に掲げる事由のいずれかがあると認めるとき(同項第二号から第六号までに掲げる事由にあつては、申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。)は、仲裁判断を取り消すことができる。 7 第一項第五号に掲げる事由がある場合において、当該仲裁判断から同号に規定する事項に関する部分を区分することができるときは、裁判所は、仲裁判断のうち当該部分のみを取り消すことができる。 8 第一項の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。 第八章 仲裁判断の承認及び執行決定 (仲裁判断の承認) 第四十五条 仲裁判断(仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わない。以下この章において同じ。)は、確定判決と同一の効力を有する。ただし、当該仲裁判断に基づく民事執行をするには、次条の規定による執行決定がなければならない。 2 前項の規定は、次に掲げる事由のいずれかがある場合(第一号から第七号までに掲げる事由にあつては、当事者のいずれかが当該事由の存在を証明した場合に限る。)には、適用しない。 一 仲裁合意が、当事者の能力の制限により、その効力を有しないこと。 二 仲裁合意が、当事者が合意により仲裁合意に適用すべきものとして指定した法令(当該指定がないときは、仲裁地が属する国の法令)によれば、当事者の能力の制限以外の事	6 裁判所は、第一項の申立てがあった場合において、同項各号に掲げる事由のいずれかがあると認めるとき(同項第二号から第六号までに掲げる事由にあつては、申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。)は、仲裁判断を取り消すことができる。 7 第一項第五号に掲げる事由がある場合において、当該仲裁判断から同号に規定する事項に関する部分を区分することができるときは、裁判所は、仲裁判断のうち当該部分のみを取り消すことができる。 8 第一項の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。 第八章 仲裁判断の承認及び執行決定 (仲裁判断の承認) 第四十五条 仲裁判断(仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わない。以下この章において同じ。)は、確定判決と同一の効力を有する。ただし、当該仲裁判断に基づく民事執行をするには、次条の規定による執行決定がなければならない。 2 前項の規定は、次に掲げる事由のいずれかがある場合(第一号から第七号までに掲げる事由にあつては、当事者のいずれかが当該事由の存在を証明した場合に限る。)には、適用しない。 一 仲裁合意が、当事者の能力の制限により、その効力を有しないこと。 二 仲裁合意が、当事者が合意により仲裁合意に適用すべきものとして指定した法令(当該指定がないときは、仲裁地が属する国の法令)によれば、当事者の能力の制限以外の事	6 裁判所は、第一項の申立てがあった場合において、同項各号に掲げる事由のいずれかがあると認めるとき(同項第二号から第六号までに掲げる事由にあつては、申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。)は、仲裁判断を取り消すことができる。 7 第一項第五号に掲げる事由がある場合において、当該仲裁判断から同号に規定する事項に関する部分を区分することができるときは、裁判所は、仲裁判断のうち当該部分のみを取り消すことができる。 8 第一項の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。 第八章 仲裁判断の承認及び執行決定 (仲裁判断の承認) 第四十五条 仲裁判断(仲裁地が日本国内にあるかどうかを問わない。以下この章において同じ。)は、確定判決と同一の効力を有する。ただし、当該仲裁判断に基づく民事執行をするには、次条の規定による執行決定がなければならない。 2 前項の規定は、次に掲げる事由のいずれかがある場合(第一号から第七号までに掲げる事由にあつては、当事者のいずれかが当該事由の存在を証明した場合に限る。)には、適用しない。 一 仲裁合意が、当事者の能力の制限により、その効力を有しないこと。 二 仲裁合意が、当事者が合意により仲裁合意に適用すべきものとして指定した法令(当該指定がないときは、仲裁地が属する国の法令)によれば、当事者の能力の制限以外の事

由により、その効力を有しないこと。 三 当事者が、仲裁人の選任手続又は仲裁手続において、仲裁地が属する国の法令の規定（その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意）により必要とされる通知を受けないこと。 四 当事者が、仲裁手続において防御することが不可能であったこと。 五 仲裁判断が、仲裁合意又は仲裁手続における申立ての範囲を超える事項に関する判断を含むものであること。 六 仲裁廷の構成又は仲裁手続が、仲裁地が属する国の法令の規定（その法令の公の秩序に関しない規定に関する事項について当事者間に合意があるときは、当該合意）に違反するものであったこと。 七 仲裁地が属する国（仲裁手続に適用された法令が仲裁地が属する国以外の国の法令である場合）にあつては、当該国の法令によれば、仲裁判断が確定していないこと、又は仲裁判断がその国の裁判機関により取り消され、若しくは効力を停止されたこと。 八 仲裁手続における申立てが、日本の法令によれば、仲裁合意の対象とすることができない紛争に関するものであること。 九 仲裁判断の内容が、日本における公の秩序又は善良の風俗に反すること。 3 前項第五号に掲げる事由がある場合において、当該仲裁判断から同号に規定する事項に関する部分を区分することができるときは、当該部分及び当該仲裁判断のその他の部分をそれぞれ	れ独立した仲裁判断とみなして、同項の規定を適用する。 （仲裁判断の執行決定） 第四十六条 仲裁判断に基づいて民事執行をしようとする当事者は、債務者を被申立人として、裁判所に對し、執行決定（仲裁判断に基づく民事執行を許す旨の決定をいう。以下同じ。）を求める申立てをすることができる。 2 前項の申立てをするときは、仲裁判断書の写し、当該写しの内容が仲裁判断書と同一であることを証明する文書及び仲裁判断書（日本語で作成されたものを除く。）の日本語による翻訳文を提出しなければならない。 3 第一項の申立てを受けた裁判所は、前条第二項第七号に規定する裁判機関に對して仲裁判断の取消し又はその効力の停止を求める申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、第一項の申立てに係る手続を中止することができる。 4 第一項の申立てに係る事件は、第五条第一項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる裁判所及び請求の目的又は差し押さえることができる債務者の財産の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。 5 裁判所は、第一項の申立てに係る事件がその管轄に属する場合においても、相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、当該事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。	6 第一項の申立てに係る事件についての第五条第三項又は前項の規定による決定に對しては、即時抗告をすることができる。 7 裁判所は、次項又は第九項の規定により第一項の申立てを却下する場合を除き、執行決定をしなければならない。 8 裁判所は、第一項の申立てがあつた場合において、前条第二項各号に掲げる事由のいずれかがあつたと認める場合（同項第一号から第七号までに掲げる事由にあつては、被申立人が当該事由の存在を証明した場合に限る。）に限り、当該申立てを却下することができる。 9 前条第三項の規定は、同条第二項第五号に掲げる事由がある場合における前項の規定の適用について準用する。 10 第四十四条第五項及び第八項の規定は、第一項の申立てについての決定について準用する。 第九章 雜則 （仲裁人の報酬） 第四十七条 仲裁人は、当事者が合意により定めるところにより、報酬を受けることができる。 2 前項の合意がないときは、仲裁廷が、仲裁人の報酬を決定する。この場合において、当該報酬は、相当な額でなければならない。 （仲裁費用の予納） 第四十八条 仲裁廷は、当事者間に別段の合意がない限り、仲裁手続の費用の概算額として仲裁廷の定める金額について、相当の期間を定め、当事者に予納を命ずることができる。 2 仲裁廷は、前項の規定により予納を命じた場合において、その予納がないときは、当事者間に別段の合意がない限り、仲裁手続を中止し、又は終了することができる。 （仲裁費用の分担） 第四十九条 当事者が仲裁手続に関して支出した費用の当事者間における分担は、当事者が合意により定めるところによる。 2 前項の合意がないときは、当事者が仲裁手続に関して支出した費用は、各自が負担する。 3 仲裁廷は、当事者間に合意があるときは、当該合意により定めるところにより、仲裁判断又は独立の決定において、当事者が仲裁手続に関して支出した費用の当事者間における分担及びこれに基づき一方の当事者が他方の当事者に対して償還すべき額を定めることができる。 4 独立の決定において前項に規定する事項を定めた場合においては、当該決定は、仲裁判断としての効力を有する。 5 第三十九条の規定は、前項の決定について準用する。 第十章 罰則 （収賄、受託収賄及び事前収賄） 第五十条 仲裁人が、その職務に関し、賄賂を受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、七年以下の懲役に処する。 2 仲裁人になろうとする者が、その担当すべき職務に関し、請託を受けて、賄賂を受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、仲裁人となつた場合において、五年以下の懲役に処する。 （第三者供賄） 第五十一条 仲裁人が、その職務に関し、請託を	3 前項第五号に掲げる事由がある場合において、当該仲裁判断から同号に規定する事項に関する部分を区分することができるときは、当該部分及び当該仲裁判断のその他の部分をそれぞれ
--	---	---	--

受けて、第三者に賄賂を供与させ、又はその供与の要求若しくは約束をしたときは、五年以上の懲役に処する。

(加重収賄及び事後収賄)

第五十二条 仲裁人が前二条の罪を犯し、よって不正な行為をし、又は相当の行為をしなかったときは、一年以上の短期懲役に処する。

2 仲裁人が、その職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかったことに關し、賄賂を收受し、若しくはその要求若しくは約束をし、又は第三者にこれを供与させ、若しくはその供与の要求若しくは約束をしたときも、前項と同様とする。

3 仲裁人であつた者が、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかったことに關し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

(没収及び追徴)

第五十三条 犯人又は情を知つた第三者が收受した賄賂は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

(贈賄)

第五十四条 第五十条から第五十二条までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

(国外犯)

第五十五条 第五十条から第五十三条までの規定は、日本国外において第五十条から第五十二条までの罪を犯した者にも適用する。

2 前条の罪は、刑法明治四十年法律第四十五号第二条の例に従う。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(仲裁合意の方式に關する経過措置)

第二条 この法律の施行前に成立した仲裁合意の方式については、なお従前の例による。

(消費者と事業者との間に成立した仲裁合意に關する特例)

第三条 消費者(消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第二条第一項に規定する消費者をいう。以下この条において同じ。)と事業者(同条第二項に規定する事業者をいう。以下この条において同じ。)の間の将来において生ずる民事上の紛争を対象とする仲裁合意(次条に規定する仲裁合意を除く。以下この条において「消費者仲裁合意」という。)であつて、この法律の施行後に締結されたものに関するときは、当分の間、次項から第七項までに定めるところによる。

2 消費者は、消費者仲裁合意を解除することができる。ただし、消費者が当該消費者仲裁合意に基づく仲裁手続の仲裁申立人となつた場合は、この限りでない。

3 事業者が消費者仲裁合意に基づく仲裁手続の仲裁申立人となる場合においては、当該事業者は、仲裁廷が構成された後遅滞なく、第三十二条第一項の規定による口頭審理の実施の申立てをしなければならない。この場合において、仲裁廷は、口頭審理を実施する旨を決定し、当事

者双方にその日時及び場所を通知しなければならない。

4 仲裁廷は、当該仲裁手続における他のすべての審理に先立って、前項の口頭審理を実施しなければならない。

5 消費者である当事者に対する第三項の規定による通知は、次に掲げる事項を記載した書面を送付する方法によつてしなければならない。この場合において、仲裁廷は、第二号から第五号までに掲げる事項については、できる限り平易な表現を用いるように努めなければならない。

一 口頭審理の日時及び場所

二 仲裁合意がある場合には、その対象となる民事上の紛争についての仲裁判断には、確定判決と同一の効力があるものであること。

三 仲裁合意がある場合には、仲裁判断の前後を問はず、その対象となる民事上の紛争について提起した訴えは、却下されるものであること。

四 消費者は、消費者仲裁合意を解除することができること。

五 消費者である当事者が第一号の口頭審理の期日に出頭しないときは、消費者である当事者が消費者仲裁合意を解除したものとみなされること。

6 第三項の口頭審理の期日においては、仲裁廷は、まず、消費者である当事者に対し、口頭で、前項第二号から第四号までに掲げる事項について説明しなければならない。この場合において、当該消費者である当事者が第二項の規定による解除権を放棄する旨の意思を明示しないときは、当該消費者である当事者は、消費者仲

裁合意を解除したものとみなす。

7 消費者である当事者が第三項の口頭審理の期日に出頭しないときは、当該消費者である当事者は、消費者仲裁合意を解除したものとみなす。

(個別労働関係紛争を対象とする仲裁合意に關する特例)

第四条 当分の間、この法律の施行後に成立した仲裁合意であつて、将来において生ずる個別労働関係紛争(個別労働関係紛争の解決の促進に關する法律(平成十三年法律第百十二号)第一条に規定する個別労働関係紛争をいう。)を対象とするものは、無効とする。

(仲裁手続に關する経過措置)

第五条 この法律の施行前に開始した仲裁手続及び当該仲裁手続に關して裁判所が行う手続仲裁判断があつた後に開始されるものを除く。については、なお従前の例による。

(仲裁人忌避の訴えに關する経過措置)

第六条 前条に定めるもののほか、この法律の施行前に提起された仲裁人忌避の訴えについては、なお従前の例による。

(仲裁廷に対する忌避の申立てに關する経過措置)

第七条 前二条に定めるもののほか、当事者が、この法律の施行前に、仲裁廷が構成されたこと及び仲裁人に第十八条第一項各号に掲げる事由のいずれかがあることを知つた場合における第十九条第三項の規定の適用については、同項中「仲裁廷が構成されたことを知つた日又は前条第一項各号に掲げる事由のいずれかがあることを知つた日のいずれか遅い日」とあるのは、「この法律の施行の日」とする。

(仲裁判断の効力に関する経過措置)

第八条 この法律の施行前に仲裁判断があつた場合においては、当該仲裁判断の裁判所への預置き、当該仲裁判断の効力、当該仲裁判断の取消しの訴え及び当該仲裁判断に基づく民事執行については、なお従前の例による。

(公示催告手続及び仲裁手続二関スル法律の一部改正)

第九条 公示催告手続及び仲裁手続二関スル法律(明治二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

公示催告手続二関スル法律

第一条中「及び仲裁手続」を削る。

第八編を削る。

(民法等の一部改正)

第十条 次に掲げる法律の規定中「仲裁契約を」「仲裁合意」に改める。

一 民法(明治二十九年法律第八十九号)第十二条第一項第五号

二 破産法(大正十一年法律第七十一号)第九百九十七條第十一号

三 民事保全法(平成元年法律第九十一号)第三十七條第五項

四 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第四十一條第一項第六号

五 会社更生法(平成十四年法律第五百四十四号)第七十二條第二項第六号

(不動産登記法の一部改正)

第十一條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)の一部を次のように改正する。

第四百二十二條第一項中「公示催告手続及び仲

裁手続二関スル法律」を「公示催告手続二関スル法律」に改める。

(商法の一部改正)

第十二條 商法(明治三十二年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第二百三十條ノ九ノ二中「公示催告手続及び仲裁手続二関スル法律」を「公示催告手続二関スル法律」に改める。

第四百四十五條第一項第四号中「仲裁契約を」「仲裁合意」に改める。

(刑法の一部改正)

第十三條 刑法の一部を次のように改正する。

第九十七條から第九十七條の三までの規定中「又は仲裁人」を削る。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十四條 この法律の施行前にした行為及び附則第五條の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(地方自治法の一部改正)

第十五條 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

別表第一土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の項第一号中「公示催告手続及び仲裁手続二関スル法律第八編」を「仲裁法」に改める。

(建設業法等の一部改正)

第十六條 次に掲げる法律の規定中「公示催告手続及び仲裁手続二関スル法律(明治二十三年法律第二十九号)第八編(仲裁手続)」を「仲裁法(平成十五年法律第 号)」に改める。

一 建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十五條の十六第四項

二 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第八十八條の十三第四項

(土地収用法の一部改正)

第十七條 土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第十五條の十二の見出しを「(仲裁法の準用)」に改め、同条中「公示催告手続及び仲裁手続二関スル法律(明治二十三年法律第二十九号)第八編(仲裁手続)」を「仲裁法(平成十五年法律第 号)」に改める。

第三百三十九條の四第一号中「公示催告手続及び仲裁手続二関スル法律第八編」を「仲裁法」に改める。

別表第一の八の項の次に次のように加える。

(公害紛争処理法等の一部改正)

第十八條 次に掲げる法律の規定の見出しを「(仲裁法の準用)」に改め、当該規定中「公示催告手続及び仲裁手続二関スル法律(明治二十三年法律第二十九号)第八編(仲裁手続)」を「仲裁法(平成十五年法律第 号)」に改める。

一 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第百八号)第四十一條

二 人権擁護法(平成十五年法律第 号)第五十八條

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正)

第十九條 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四十六年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

別表第一の八の項の次に次のように加える。

八の二 仲裁法(平成十五年法律第 号)第四十四條第一項又は第四十八條第一項の規定による申立て

四千元

別表第一の一六の項中「公示催告手続及び仲裁手続二関スル法律」を「公示催告手続二関スル法律」に、「同法第七百九十六條の規定による申立て」を「仲裁法第十二條第二項、第十六條第三項、第十七條第二項から第五項まで、第十九條第四項、第二十條、第二十三條第五項又は第三十五條第一項の規定による申立て」に改める。

(民事訴訟費用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第二十條 この法律の施行の日が司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第 号)第三條(民事訴訟費用等

第二十一條 民事執行法(昭和五十四年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第六号中「又は仲裁判断」を削り、同号の次に次の一号を加える。

六の二 確定した執行決定のある仲裁判断
第三十三条第二項第一号中「又は第六号」を「第六号又は第六号の二」に改める。
(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第二十二條 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。
別表に次の一号を加える。

六十七 仲裁法(平成十五年法律第 号)

第五十条から第五十二条まで(収賄、受託収賄及び事前収賄、第三者供賄、加重収賄及び事後収賄)の罪

理 由

仲裁を国民がより利用しやすいものとする等の観点から、仲裁地が日本国内にある仲裁手続及び仲裁手続に関して裁判所が行う手続について定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

仲裁法案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、社会の複雑化・多様化、国際化等が一層進展する中で、仲裁法制の抜本的な改革が望まれている状況にかんがみ、実効的な仲裁制度を構築する見地から、仲裁合意の要件、仲裁手続、仲裁判断の取消し及び執行を許可する裁判その他基本となる事項について、必要な諸事項の整備を図り、国際的な標準にも合った規律としようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 仲裁合意

合意内容の明確化等の観点から、仲裁合意を書面によってすべきものとするともに、電子メール等によるものを認めるものとする。

2 仲裁手続

仲裁人の選定手続及び仲裁人の権限について所要の規定を設け、仲裁手続が円滑に進むよう配慮するとともに、仲裁手続については、当事者が自主的にルールを定めることを基本としつつ、当事者間に合意が成立しない場合に適用される標準的な手続について、国際的な標準に則った内容の規定を置くものとする。

3 仲裁判断

仲裁判断書の記載事項を定める等所要の規定を設けるものとする。同時に、仲裁判断の取消事由並びに承認及び執行の拒絶事由について、国際的な標準に沿って整備を図り、仲裁判断の取消し及び執行を求める裁判の手続について、決定手続とするものとする。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、社会の複雑化・多様化、国際化等が一層進展する中で、仲裁法制の抜本的な改革が望まれている状況にかんがみ、実効的な仲裁制度を構築する見地から、仲裁合意の要件、仲裁手続、仲裁判断の取消し及び執行を許可する裁判その他基本となる事項について、必要な諸事項の整備を図り、国際的な標準にも合った規律としようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

項の整備を図り、国際的な標準にも合った規律としようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

平成十五年五月三十日

法務委員長 山本 有一

衆議院議長 綿貫 民輔殿

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十五年三月十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(平成四年法律第七十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十三條の十四」を「第三十三條の十五」に、「第六十四條」を「第六十六條」に改める。

第二十条第二項中「第二項」の下に「並びに第二十三條第一項及び第二項」を加える。

第二十三條の見出しを「登録機関」に改め、同条第一項中「第五項」を「第七項」に改め、「この節及び第六十三條第一号において」を削り、「を、民法明治二十九年法律第八十九号第三十四條の規定により設立された法人でその登録関係事務を適正かつ確実に実施することが出来るものとして環境大臣がその申請により指定するものに行わせる

ことができる」を「について、環境大臣の登録を受けた者(以下「登録機関」という。)があるときは、その登録機関に行わせるものとする」に改め、同条第五項中「指定を受けた法人(以下この節及び第六十三條において「指定登録機関」という。)を「登録機関」に、「指定登録機関」とするを「登録機関」とする」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項を削り、同条第三項中「指定を「機関登録」に改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の二項を加える。

4 環境大臣は、機関登録の申請をした者(以下この項において「機関登録申請者」という。)が次の各号のいずれにも適合しているときは、その機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に関し必要な手続は、環境省令で定める。

一 登録関係事務を実施するために必要な外国語の能力を有している者であつて、次のイ及びロに掲げるものが登録関係事務を実施し、その人数が当該イ及びロに掲げるものごとに、それぞれ二名以上であること。

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学若しくは高等専門学校において生物学その他動植物の分類に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であつて、通算して三年以上動植物の分類に関する実務の経験を有するもの

ロ 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において農学その他動植物の繁殖に関して必要な課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であつ

て、通算して三年以上動植物の繁殖に関する実務の経験を有するもの

二 機関登録申請者が、次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 機関登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあっては、業として動植物の譲渡し等をし、又は陳列をしている者(ロにおいて「動植物譲渡業者等」という)がその親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百一十一條ノ二第一項の親会社をいう。以下同じ。)であること。

ロ 機関登録申請者の役員又は職員のうち、動植物譲渡業者等の役員又は職員である者(過去二年間にその動植物譲渡業者等の役員又は職員であった者を含む。)があること。

5 機関登録は、登録機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 機関登録の年月日及び番号

二 機関登録を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

三 前二号に掲げるもののほか、環境省令で定める事項

第二十三条第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する者は、機関登録を受けることができる。

第二十三条第二項第一号中「第二十六条第三項又は第四項を」「第二十六条第四項又は第五項」に、「指定」を「機関登録」に改め、同項第二号を次のように改める。

三 法人であって、その業務を行う役員のうちに前一号のいずれかに該当する者があること。

第二十三条第二項を同条第三項とし、同項の前の一項を加える。

2 前項の登録(以下この節において「機関登録」という)は、登録関係事務を行おうとする者の申請により行う。

第二十四条の見出し中「指定登録機関」を「登録機関」に改め、同条第六項中「指定登録機関が第四項を」「登録機関が第八項」に、「第二十六条第三項若しくは第四項を」「第二十六条第四項若しくは第五項」に、「指定を」「機関登録」に改め、同項を同条第十項とし、同条第五項中「指定登録機関」を「登録機関」に改め、「したとき」の下に、「第二十六條第五項の規定により登録機関に対し登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき」を加え、同項を同条第九項とし、同条第四項中「指定登録機関」を「登録機関」に改め、同項を同条第八項とし、同項の前に次の三項を加える。

5 登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(その作成に代えて電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

6 登録を受けようとする者その他の利害関係人は、登録機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を環境省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であって環境省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

7 登録機関は、環境省令で定めるところにより、帳簿を備え、登録関係事務に関し環境省令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第二十四条第二項及び第三項を削り、同条第一項中「指定登録機関」を「登録機関」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の三項を加える。

登録機関は、登録関係事務を実施することを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、登録関係事務を実施しなければならない。

2 登録機関は、公正に、かつ、環境省令で定める方法により登録関係事務を実施しなければならない。

3 登録機関は、登録関係事務を実施する事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、環境大臣に届け

出なければならない。

第二十五条中「指定登録機関」を「登録機関」に改める。

第二十六条を次のように改める。

(登録機関に対する適合命令等)

第二十六条 環境大臣は、登録機関が第二十三条第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その登録機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

2 環境大臣は、登録機関が第二十四条第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その登録機関に対し、登録関係事務を実施すべきこと又は登録関係事務の方法の改善に關し必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

3 環境大臣は、第二十四条第四項の規程が登録関係事務の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、その規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 環境大臣は、登録機関が第二十三条第三項第一号又は第三号に該当するに至つたときは、機関登録を取り消さなければならない。

5 環境大臣は、登録機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その機関登録を取り消し、又は期間を定めて登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第二十四条第三項から第五項まで、第七項又は第八項の規定に違反したとき。

二 第二十四条第四項の規程によらないで登録関係事務を実施したとき。

三 正当な理由がないのに第二十四条第六項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 第一項から第三項までの規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により機関登録を受けたとき。
第二十七條第一項及び第二十八條(見出しを含む。)中「指定登録機関」を「登録機関」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(公三)

第二十八條の二 環境大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 機関登録をしたとき。

二 第二十四條第三項の規定による届出があったとき。

三 第二十四條第八項の規定による許可をしたとき。

四 第二十四條第九項の規定により環境大臣が登録関係事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた登録関係事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

五 第二十六條第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消し、又は同項の規定により登録関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第二十九條中「指定登録機関」を「登録機関」に改める。

第三十條第一項及び第三十三條の二中「第六十一條第二号」を「第六十二條第二号」に改める。

第三十三條の八の見出しを「(認定機関)」に改め、同条第一項中「この節及び第六十三條第一号において」を削り、「を、民法第三十四條の規定により設立された法人でその認定関係事務を適正かつ確実に実施することができるものとして環境大

臣及び特定国際種関係大臣がその申請により指定するものに行わせることができる」とについて、環境大臣及び特定国際種関係大臣の登録を受けた者(以下「認定機関」という。)があるときは、その認定機関に行わせるものとする」に改め、同条第三項中「指定を受けた法人(以下この節及び第六十三條において「指定認定機関」という。))を「認定機関」に、「特定国際種関係大臣」を「特定国際種関係大臣は」に、「指定認定機関」とする」を「認定機関は」とする」に改め、同項を同条第六項とし、同項の前に次の二項を加える。

4 環境大臣及び特定国際種関係大臣は、機関登録の申請をした者(以下この項において「機関登録申請者」という。)が次の各号のいずれにも適合しているときは、その機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に必要の手続は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める。

一 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校において獣医学その他特定器官等の識別に必要の課程を修めて卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者であつて、通算して三年以上特定器官等の識別に関する実務の経験を有するものが認定関係事務を実施し、その人数が二名以上であること。

二 機関登録申請者が、次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 機関登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、特定国際種事業(前条第一項の政令で定める製品に係るものに限る。ロにおいて同じ。)を行う者がその親会社であること。

ロ 機関登録申請者の役員又は職員のうち、特定国際種事業を行う者の役員又は職員である者(過去二年間にその特定国際種事業を行う者の役員又は職員であつた者を含む。)があること。

5 機関登録は、認定機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 機関登録の年月日及び番号

二 機関登録を受けた者の氏名及び住所(法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

三 前二号に掲げるもののほか、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める事項

第三十三條の八第二項各号列記以外の部分を次のように改める。

次の各号のいずれかに該当する者は、機関登録を受けることができない。

第三十三條の八第二項第二号中「第三十三條の十一第三項又は第四項」を「第三十三條の十一第四項又は第五項」に、「指定」を「機関登録」に改め、同項第三号を次のように改める。

三 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれかに該当する者があること。

第三十三條の八第二項を同条第三項とし、同項の前に次の一項を加える。

2 前項の登録(以下この節において「機関登録」という。)は、認定関係事務を行おうとする者の申請により行う。

第三十三條の九の見出し中「指定認定機関」を「認定機関」に改め、同条第四項中「指定認定機関」を「認定機関」に改め、同条第八項とし、同項の前に次の三項を加える。

を「認定機関」に改め、同項を同条第八項とし、同項の前に次の三項を加える。

5 認定機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財務諸表を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

6 第三十三條の七第一項の認定を受けようとする者その他の利害関係人は、認定機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、認定機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもって作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

7 認定機関は、環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定めるところにより、帳簿を備え、認定関係事務に関し環境大臣及び特定国際種関係大臣の発する命令で定める事項を記載し、これを保存しなければならない。

第三十三條の九第二項及び第三項を削り、同条第一項中「指定認定機関」を「認定機関」に改め、同項を同条第四項とし、同項の前に次の三項を加える。

認定機関は、認定関係事務を実施することを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、認定関係事務を実施しなければならない。

2 認定機関は、公正に、かつ、環境大臣及び特定国際関係大臣の発する命令で定める方法により認定関係事務を実施しなければならない。

3 認定機関は、認定関係事務を実施する事業所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、環境大臣及び特定国際関係大臣に届け出なければならない。

第三十三条の十中「指定認定機関」を「認定機関」に改める。

該当するに至ったときは、機関登録を取り消さなければならない。

5 環境大臣及び特定国際関係大臣は、認定機関が次の各号のいずれかに該当するときは、その機関登録を取り消し、又は期間を定めて認定関係事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十三条の九第三項から第五項まで、第七項又は第八項の規定に違反したとき。

二 第三十三条の九第四項の規程によらないで認定関係事務を実施したとき。

三 正当な理由がないのに第三十三条の九第六項各号の規定による請求を拒んだとき。

四 第一項から第三項までの規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により機関登録を受けたとき。

第三十三条の十一 環境大臣及び特定国際関係大臣は、認定機関が第三十三条の八第四項各号のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、その認定機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

第三十三条の十二(見出しを含む。)中「指定認定機関」を「認定機関」に改める。

2 環境大臣及び特定国際関係大臣は、認定機関が第三十三条の九第一項又は第二項の規定に違反していると認めるときは、その認定機関に対し、認定関係事務を実施すべきこと又は認定関係事務の方法の改善に関し必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

第三十三条の十三中「指定認定機関」を「認定機関」に改め、同条を第三十三条の十四とし、第三十三条の十一の次に次の一条を加える。

(公示)

第三十三条の十三 環境大臣及び特定国際関係大臣は、次に掲げる場合には、その旨を官報に

3 環境大臣及び特定国際関係大臣は、第三十三条の九第四項の規程が認定関係事務の公正な実施上不適當となったと認めるときは、その規程を変更すべきことを命ずることができる。

4 環境大臣及び特定国際関係大臣は、認定機関が第三十三条の八第三項第一号又は第三号に

第三十三条の九第三項の規定による届出があったとき。

三 第三十三条の九第八項の規定による許可をしたとき。

四 第三十三条の十五において準用する第二十四条第九項の規定により環境大臣及び特定国際関係大臣が認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた認定関係事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

五 第三十三条の十一第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消し、又は同項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第六十四条中「第六十一条又は第六十二条」を「第六十一条又は第六十三条」に改め、同条を第六十五条とする。

第六十三条中「指定登録機関又は指定認定機関」を「登録機関又は認定機関」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第三十三条の十四」を「第三十三条の十五」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号中「第二十四条第四項又は第三十三条の九第四項」を「第二十四条第八項又は第三十三条の九第八項」に改め、同条を同条第二号とし、同条の前に次の一号を加える。

一 第二十四条第七項又は第三十三条の九第七項の規定に違反して、第二十四条第七項若しくは第三十三条の九第七項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

第六十三条を第六十四条とする。

公示しなければならない。

一 機関登録をしたとき。

二 第三十三条の九第三項の規定による届出があったとき。

三 第三十三条の九第八項の規定による許可をしたとき。

四 第三十三条の十五において準用する第二十四条第九項の規定により環境大臣及び特定国際関係大臣が認定関係事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていた認定関係事務の全部若しくは一部を行わないこととするとき。

五 第三十三条の十一第四項若しくは第五項の規定により機関登録を取り消し、又は同項の規定により認定関係事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第六十四条中「第六十一条又は第六十二条」を「第六十一条又は第六十三条」に改め、同条を第六十五条とする。

第六十三条中「指定登録機関又は指定認定機関」を「登録機関又は認定機関」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第二号中「第三十三条の十四」を「第三十三条の十五」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号中「第二十四条第四項又は第三十三条の九第四項」を「第二十四条第八項又は第三十三条の九第八項」に改め、同条を同条第二号とし、同条の前に次の一号を加える。

一 第二十四条第七項又は第三十三条の九第七項の規定に違反して、第二十四条第七項若しくは第三十三条の九第七項に規定する事項の記載をせず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき。

第六十三条を第六十四条とする。

第六十二条中「二十万円」を「三十万円」に改め、同条を第六十三条とする。

第六十一条を第六十二条とし、第六十条の次に次の一条を加える。

第六十一条 第二十六条第五項又は第三十三条の十一第五項の規定による登録関係事務又は認定関係事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした登録機関又は認定機関の役員又は職員は、六月以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

本則に次の一条を加える。

第六十六条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした登録機関又は認定機関の役員又は職員は、二十万円以下の過料に処する。

一 第二十四条第五項又は第三十三条の九第五項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、又は虚偽の記載をしたとき。

二 正当な理由がないのに第二十四条第六項各号又は第三十三条の九第六項各号の規定による請求を拒んだとき。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。ただし、次条及び附則第七条の規定は、公布の日から施行する。

(施行前の準備)

第二条 この法律による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(以下「新法」という。)第二十三条第一項又は第三十三条の八第一項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うこ

とができる。新法第二十四条第四項又は第三十三條の九第四項の規程の認可の申請についても、同様とする。

(経過措置)

第三條 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律(以下「旧法」という。)第二十三條第一項又は第三十三條の八第一項の指定を受けている者は、この法律の施行の日から六月間は、新法第二十三條第一項又は第三十三條の八第一項の登録を受けたものとみなす。

第四條 この法律の施行前に旧法又は旧法に基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法又は新法に基づく命令の規定に相当の規定があるものは、新法又は新法に基づく命令の相当の規定によつてしたものともみなす。

第五條 旧法第二十三條第一項に規定する登録関係事務に従事する同法第五項に規定する指定登録機関の役員若しくは職員であつた者又は旧法第三十三條の八第一項に規定する認定関係事務に従事する同法第三項に規定する指定認定機関の役員若しくは職員であつた者に係る当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第六條 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第七條 附則第二条から前条までに定めるものの

ほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置は、政令で定める。

理 由

公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画を実施するため、国際希少野生動植物種の個体等の登録等又は適正に入手された原材料に係る製品である旨の認定の事務を国に代わつて実施する者に関して、指定法人制度を見直し登録制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画に基づき、国際希少野生動植物種の登録・認定の事務について、法令で明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された機関に行わせようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 国際希少野生動植物種の個体等の登録等の事務を行う機関を、環境大臣の指定制から登録制に改めるものとする。
- 2 適正に入手された原材料器官等から製造された製品である旨の認定の事務を行う機関を、環境大臣及び特定国際関係大臣の指定制から登録制に改めるものとする。
- 3 罰則に関する規定の整備等を行うものとする。

4 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行するものとする。

二 議案の可決理由

本案は、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画に基づき、国際希少野生動植物種の登録・認定の事務について、法令で明示された一定の要件を備え、かつ、行政の裁量の余地のない形で国により登録された機関に行わせようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成十五年五月三十日

環境委員長 松本 龍

衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、平成五年の本法の施行時以降、野生動植物の生息地の破壊や改変によって、絶滅のおそれのある野生動植物の種がさらに増加している現状にかんがみ、生物多様性の確保の観点から、本法の問題点を整理するとともに、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 平成十四年三月二十九日に閣議決定された公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画の趣旨を踏まえ、国際希少野生動植物種の登録及び認定関係事務を行うため機関登録申請をした法人等については、その業務運営の透明化及び効率化を図ること。

二 中央環境審議会野生生物部会において、科学的な観点から国内希少野生動植物種の指定について一層の検討を行うこと。

三 国内希少野生動植物種については、失われつつある生息地及び生育環境の悪化を考慮して、さらに指定を進めていくこと。

四 国内希少野生動植物種の生息地等保護区については、関係省庁及び関係地方公共団体等と協力し、さらに生息地等保護区の指定を進めていくこと。

五 過去の附帯決議(昭和六十二年及び平成四年)を踏まえ、ワシントン条約の効果的な実施に資するため、条約附属書に掲載されている種については、科学的根拠と資源状態に照らして国際希少野生動植物種に指定することを検討すること。

六 国庫に帰属した、生きた個体については、原産国への返還を含め、必要な措置を検討すること。

七 移入種が、我が国固有の在来種を捕食することや農作物等に被害を与えることなど様々な問題を引き起こしている現状にかんがみ、早急に法整備を含めた移入種対策に関する施策を講じること。

公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

平成十五年五月九日

参議院議長 倉田 寛之
衆議院議長 綿貫 民輔殿

公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律

(計量法の一部改正)

第一条 計量法(平成四年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三百三条第三項中「認定事業者」を「登録事業者」に改める。

第三百三十六条第三項中「第四百四十三条の認定」を「第四百四十三条第一項の登録」に改める。

第四百四十三条を次のように改める。

(登録)

第四百四十三条 計量器の校正等の事業を行う者は、校正を行う計量器の表示する物象の状態の量又は値付けを行う標準物質に付された物象の状態の量ごとに、経済産業大臣に申請して、登録を受けることができる。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

2 経済産業大臣は、前項の登録の申請が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。

一 特定標準器による校正等をされた計量器若しくは標準物質又はこれらの計量器若しくは標準物質に連鎖して段階的に計量器の校正等をされた計量器若しくは標準物質を用いて計量器の校正等を行うものであること。

二 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた校正を行う機関に関する基準に適合するものであること。

3 第一項の登録は、登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が計量器の校正等を行う事業所の名称及び所在地

四 登録を受けた者が行うのが計量器の校正か、又は標準物質の値付けかの別

五 登録を受けた者が校正を行う計量器の表示する物象の状態の量又は値付けを行う標準物質に付された物象の状態の量

第四百四十四条第一項中「前条の認定を受けた者以下「認定事業者」という。は、同条第一号」を「前条第一項の登録を受けた者(以下「登録事業者」という。は、同条第二項第一号」に改め、同条第二項及び第四項中「認定事業者」を「登録事業者」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(登録の更新)

第四百四十四条の二 第四百四十三条第一項の登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、その効力を失う。

2 第四百四十三条の規定は、前項の登録の更新に準用する。

第四百四十五条の見出し中「認定」を「登録」に改め、同条中「認定事業者が次の各号の一」を「登録事業者が次の各号のいずれか」に、「その認定」を「その登録」に改め、同条第一号中「第四百四十三条各号の一」を「第四百四十三条第二項各号のいずれか」に改め、同条第二号中「第四百四十三条の認定」を「第四百四十三条第一項の登録」に改める。

第四百四十六条、第四百四十七条第一項及び第四百四十八条第一項中「認定事業者」を「登録事業者」に改める。

第四百五十八条第一項第十七号中「第四百四十三条の認定」を「第四百四十三条第一項の登録」に改め、同項に次の一号を加える。

十八 第四百四十四条の二第一項の登録の更新を受けようとする者

第四百五十八条第三項中「第四百四十三条の認定」を「第四百四十三条第一項の登録、第四百四十四条の二第一項の登録の更新」に改める。

第四百五十九条第一項第四号中「若しくは認定」を「認定若しくは登録」に改め、同項第二十一号中「第四百四十三条の認定」を「第四百四十三条第一項の登録」に改め、同項第二十二号中「認定」を「登録」に改める。

第四百六十八条の五第五号及び第六号中「認定事業者」を「登録事業者」に改め、同条第七号中「認定」を「登録」に改める。

(半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正)

第二条 半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和六十年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「指定登録機関」を「登録機関」に、「第五十六条」を「第五十七条」に改める。

第四章 指定登録機関を第四章 登録機関に改める。

第二十八条の見出しを「(登録機関の登録等)」に改め、同条第一項中「指定する」を「登録を受けた」に、「指定登録機関を「登録機関」に、「登録事務」を「設定登録等事務」に改め、同条第二

項中「指定」を「規定により経済産業大臣が行う登録機関の登録(以下「機関登録」という。に、「登録事務」を「設定登録等事務」に改め、同条第三項中「第一項の指定」を「機関登録」に、「指定登録機関を「登録機関」に、「登録事務」を「設定登録等事務」に改め、同条第四項中「指定登録機関を「登録機関」に、「登録事務」を「設定登録等事務」に改める。

第二十九条中「前条第一項の指定」を「機関登録」に改め、同条第三号を削り、同条第二号中「指定」を「機関登録」に改め、同条を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第三十七条の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

第二十九条に次の一号を加える。

四 法人であつて、その業務を行う役員のうち前三号のいずれかに該当する者があるもの

第三十条を次のように改める。

(機関登録の基準)

第三十条 経済産業大臣は、機関登録を申請した者(以下この項において「機関登録申請者」という。が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その機関登録をしなければならない。この場合において、機関登録に必要の手続は、経済産業省令で定める。

一 次のいずれかに該当する者が設定登録等事務を実施し、その人数が設定登録等事務を行う事業所ごとに二名以上であること。

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十

六号)に基づく大学(短期大学を除く。又

は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学を卒業した者であつて、無体財産権の登録に関する業務に通算して一年以上従事した経験を有するもの

ロ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校を卒業した者であつて、無体財産権の登録に関する業務に通算して一年以上従事した経験を有するもの

ハ イ及びロに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有する者

ニ 無体財産権の登録に関する業務に通算して三年以上従事した経験を有する者

二 機関登録申請者が、業として回路配置を創作し、半導体集積回路を製造し、又は半導体集積回路(半導体集積回路を組み込んだ物品を除く。)を輸入する者以下この号において「回路配置創作等事業者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 機関登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、回路配置創作等事業者がその親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百一条ノ二第一項の親会社をいう。)であること。

ロ 機関登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める回路配置創作等事業者の役員又は職員(過去二年間に当該回路配置創作等事業者の役員又は職員であつ

た者を含む。)の割合が二分の一を超えてること。

ハ 機関登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、回路配置創作等事業者の役員又は職員(過去二年間に当該回路配置創作等事業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

2 機関登録は、機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 機関登録の年月日及び機関登録番号

二 機関登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

三 機関登録を受けた者が設定登録等事務を行う事業所の所在地

第三十条の次に次の一条を加える。

(機関登録の更新)

第三十条の二 機関登録は、三年を下らない政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

2 第二十八条第二項及び前二条の規定は、前項の機関登録の更新に準用する。

第三十一条第一項中「指定登録機関」を「登録機関」に改め、同条第二項中「指定登録機関は、登録事務」を「登録機関は、設定登録等事務」に、「前条第一号」を「第三十条第一項第一号」に、「登録事務実施者」を「設定登録等事務実施者」に改める。

第三十二条中「指定登録機関は、登録事務」を「登録機関は、設定登録等事務」に改める。

第三十三条の見出しを「(設定登録等事務規程)」に改め、同条第一項中「指定登録機関は、

登録事務」を「登録機関は、設定登録等事務」に、「登録事務規程」を「設定登録等事務規程」に改め、「定め」の下に、「設定登録等事務の開始前に」を加え、同条第二項中「登録事務規程を」を「設定登録等事務規程」に改め、同条第三項中「登録事務規程を」を「設定登録等事務規程」に、「登録事務の」を「設定登録等事務の」に、「指定登録機関を」を「登録機関」に改める。

第三十四条の見出し中「登録事務」を「設定登録等事務」に改め、同条中「指定登録機関を」を「登録機関」に、「登録事務」を「設定登録等事務」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第三十四条の二 登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(これらのものが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項、次条第二項及び第五十七条において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 設定登録の申請者その他の利害関係人は、登録機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

第三十五条第一項中「指定登録機関を」を「登録機関」に、「第二十八条第一項の指定を」を「機関登録」に、「その指定を」を「その機関登録」に、「の認可を受けなければ」を「に提出しなければ」に改め、同条第二項中「指定登録機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し」を「登録機関は、財務諸表等を作成したときは、遅滞なく」に改める。

第三十六条を次のように改める。

(役員等の選任及び解任)

第三十六条 登録機関は、役員又は設定登録等事務実施者を選任し、又は解任したときは、遅滞なくその旨を経済産業大臣に届け出なければならない。

第三十七条中「指定登録機関を」を「登録機関」に、「役員又は登録事務実施者」を「設定登録等事務実施者」に、「登録事務規程」を「設定登録等事務規程」に、「登録事務」を「設定登録等事務」に改める。

第三十八条第一項中「指定登録機関を」を「登録

機関」に改め、「役員」の下に「法人でない登録機関にあつては、機関登録を受けた者。次項第五十四条及び第五十五条において同じ。」を加え、「登録事務」を「設定登録等事務」に改め、同条第二項中「登録事務」を「設定登録等事務」に、「指定登録機関」を「登録機関」に改める。

第三十九条第一項中「指定登録機関」を「登録機関」に改める。

第四十条の見出しを（適合命令）」に改め、同条第一項中「指定登録機関」を「登録機関」に、「第三十条第一号から第四号まで」を「第三十条第二項各号のいずれか」に改め、同条第二項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(改善命令)

第四十條の二 経済産業大臣は、登録機関が第三十一条の規定に違反していると認めるとき、その他設定登録等事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、その登録機関に対し、設定登録等事務を行うべきこと又は設定登録等事務の実施の方法その他の業務の方法の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第四十一条の見出し中「指定」を「機関登録」に改め、同条中「指定登録機関」を「登録機関」に、「その指定を」その「機関登録」に、「登録事務の」を「設定登録等事務の」に改め、同条第二号中「第三号」を「第四号」に改め、同条第三号中「登録事務規程」を「設定登録等事務規程」に、「登録事務を」を「設定登録等事務を」に改め、同条第五号中「指定」を「機関登録」に改め、同条同第六号とし、同条第四号中「前条」を「前二条」に改め、同条を同条第五号とし、同条第三号の次

に次の一号を加える。

四 正当な理由がないのに第三十四条の二第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

第四十二條第一項中「指定登録機関」を「登録機関」に、「登録事務」を「設定登録等事務」に改める。

第四十三条の見出し中「指定登録機関」を「登録機関」に改める。

第四十四条の見出し中「指定登録機関」を「登録機関」に改め、同条中「指定登録機関」を「登録機関」に、「登録事務」を「設定登録等事務」に改める。

第四十五条の見出し中「登録事務」を「設定登録等事務」に改め、同条第一項中「指定登録機関」を「登録機関」に、「登録事務」を「設定登録等事務」に改め、同条第二項中「登録事務」を「設定登録等事務」に、「指定登録機関」を「登録機関」に、「指定登録機関の指定」を「機関登録」に改める。

第四十六條第一号中「第二十八條第一項の指定」を「機関登録」に改め、同条第四号中「指定」を「機関登録」に、「登録事務」を設定登録等事務に改め、同条第五号中「登録事務」を設定登録等事務」に改める。

第四十九條第一項中「者」の下に、次項に規定する場合を除きを加え、「（指定登録機関が登録事務を行う場合にあつては、指定登録機関）を削り、同項第一号及び第二号を削り、同項第三号を同項第一号とし、同項第四号を同項第二号とし、同条第二項を次のように改める。

2 登録機関が設定登録等事務を行う場合において、次に掲げる者は、政令で定めるところ

により登録機関が経済産業大臣の認可を受けて定める額の手数料を当該登録機関に納付しなければならない。

一 設定登録を受けようとする者

二 第二十一条第一項又は第二項の登録を受けようとする者

三 前条第一項の規定により回路配置原簿の

四 前条第一項の規定により回路配置原簿又は申請書若しくはこれに添付した図面その他の資料の閲覧又は謄写を請求しようとする者

第四十九条第三項中「第一項」を「前二項」に改め、同条第四項中「第一項」を「第二項」に、「指定登録機関」を「登録機関」に改める。

第五十四条中「登録事務」を「設定登録等事務」に、「指定登録機関」を「登録機関」に改める。

第五十五条中「指定登録機関」を「登録機関」に、「二十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「登録事務」を「設定登録等事務」に改める。

本則に次の一条を加える。

第五十七条 第三十四条の二第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

(消費生活用製品安全法の一部改正)

第三条 消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

(消費生活用製品安全法の一部改正)

第三条 消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中

第三節	認定検査機関	第十六条	第二十八条
第四節	承認検査機関	第二十九条	第三十条
第五節	危害防止命令	(第三十一条)	第八十一条

第六節 危害防止命令（第三十一）
第五節 外国登録検査機関（第二十二）
第四節 国内登録検査機関（第二十三）
第三節 検査機関の登録（第二十六）

条第十九条)
 十条第二十八條)
 十九條・第三十條)
 條第八十一條)
 に改める。

第十二条第一項中「認定する者又は主務大臣の承認する」を「登録を受けた」に改め、同条第

「第二項中「認定又は承認」を「登録」に改める。
「第三節 認定検査機関」を「第三節 検査機
関の登録」に改める。

第十六条の見出しを「（登録）」に改め、同条第一項中「認定を登録に」、「区分を特別特定製品の区分（以下単に「特別特定製品の区分」という。）」に改め、「外国にある事業所により行おうとする者を除く。」を削り、同条第二項中

「第十八条各号」を「第十八条第一項各号」に改める。

第十七条中「の認定を」を「の登録」に改め、同条第二号中「第二十六条の下に」又は第三十条第一項を加え、「認定を登録」に改める。

第十八条を次のように改める。

(登録の基準)

第十八条 主務大臣は、第十六条第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件の

すべてに適合しているときは、その登録をしなければならぬ。この場合において、登録に必要の手続は、主務省令で定める。

一 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準に適合するものであること。

二 登録申請者が、第十二条第一項の規定により適合性検査を受けなければならないこととされる特別特定製品を製造し、又は輸入する届出事業者(以下この号及び第二十三条の二第二項において「受検事業者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、受検事業者がその親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百一条ノ二第一項の親会社をいう。)であること。

ロ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める受検事業者の役員又は職員(過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、受検事業者の役員又は職員(過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

2 第十二条第一項の登録は、検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が適合性検査を行う特別特定製品の区分

四 登録を受けた者が適合性検査を行う事業所の名称及び所在地

第十九条(見出しを含む。)中「認定を「登録」に改める。

第二章第五節を同章第六節とする。

第四節 承認検査機関を「第四節 外国登録検査機関」に改める。

第二十九条を次のように改める。

(適合性検査の義務等)

第二十九条 第十二条第一項の登録を受けた者(外国にある事業所において適合性検査を行うことにつき、その登録を受けた者に限る。以下「外国登録検査機関」という。)は、適合性検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性検査を行わなければならない。

2 第二十条第二項、第二十一条から第二十五条まで及び第二十七条の規定は、外国登録検査機関に準用する。この場合において、第二十四条及び第二十五条中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替へるものとする。

第三十条の見出し中「承認を「登録」に改め、同条第一項中「承認検査機関が次の」を「外国登録検査機関が次の」に、「その承認を」を「その登録」に改め、同項第一号中「前条第二項において準用する」を削り、同項第二号中「前条第二項」を「前条第一項の規定又は同条第二項」に、「第

二十条」を「第二十条第二項」に、「又は」を「第二十三条の二第一項若しくは」に改め、同項第四号を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 正当な理由がないのに前条第二項において準用する第二十三条の二第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

第三十条第一項第五号中「承認を「登録」に改め、同項第六号から第八号まで及び同条第二項中「承認検査機関」を「外国登録検査機関」に改める。

第二章第四節を同章第五節とする。

第二十条第一項中「認定を受けた者(以下「認定検査機関」を「登録を受けた者(国内にある事業所において適合性検査を行うことにつき、その登録を受けた者に限る。以下「国内登録検査機関」に改め、同条第二項中「認定検査機関」を「国内登録検査機関」に改め、同条の前に次の節名を付する。

第四節 国内登録検査機関

第二十一条中「認定検査機関」を「国内登録検査機関」に改める。

第二十二条第一項中「認定検査機関」を「国内登録検査機関」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 業務規程には、適合性検査の実施方法、適合性検査に関する料金の算定方法その他の主務省令で定める事項を定めておかなければならない。

第二十三条中「認定検査機関」を「国内登録検査機関」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第二十三条の二 国内登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(これらのものが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百条第二号において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 受検事業者その他の利害関係人は、国内登録検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、国内登録検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を主務省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて主務省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

第二十四条中「認定検査機関」を「国内登録検査機関」に、「第十八条各号」を「第十八条第一項各号」に改める。

第二十五条中「認定検査機関」を「国内登録検査機関」に改める。

第二十六条の見出し中「認定」を「登録」に改め、同条中「認定検査機関」を「国内登録検査機関」に、「その認定」を「その登録」に改め、同条第二号中「第二十三条の下に」、「第二十三条の二第一項を加え、同条第四号を削り、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 正当な理由がないのに第二十三条の第二項各号の規定による請求を拒んだとき。
第二十六条第五号中「認定」を「登録」に改める。

第二十七条中「認定検査機関」を「国内登録検査機関」に改める。

第二十八条第一項中「認定検査機関」を「第十二条第一項の登録を受ける者がいないとき、第二十三条の規定による適合性検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第二十六条の規定により同項の登録を取り消し、又は国内登録検査機関に対し適合性検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、国内登録検査機関」に、「場合において」を「ときその他」に改める。

第八十三条第二項及び第八十四条第二項中「認定検査機関」を「国内登録検査機関」に改める。

第八十六条の見出し中「承認等」を「承認」に改め、同条第一項中「若しくは第十一條第一項第二号若しくは第十二條第一項の承認又は認定」

を「又は第十一条第一項第二号の承認」に改め、同条第二項中「又は認定を削る。

第八十八条第一号中「認定又は承認を「登録」に改め、同条第五号中「認定」を「登録」に改め、同条第八号中「承認」を「登録」に改める。

第九十二条第一項及び第二項中「認定検査機関」を「国内登録検査機関」に改め、同条第四項中「承認検査機関」を「外国登録検査機関」に、「第二十号」を「第二十号の規定に」、「第十九条第二項において準用する第二十号」を「第十九条第一項の規定又は同条第二項において準用する第二十号第二項の規定」に改める。

第九十五条第一項第三号中「同章第三節の規定による認定検査機関の認定、同章第四節の規定による承認検査機関の承認」を「同章第三節から第五節までの規定による国内登録検査機関又は外国登録検査機関の登録」に改める。

第百条を次のように改める。

第百条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第七条第二項、第八条又は第九条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十三条の二第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者（液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正）

第四条 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和四十二年法律第四百十九号）の一部を次のように改正する。

目次中 第三節 認定検査機関（第五十一条、第六十二条）
第四節 承認検査機関（第六十三条、第六十四条）
第五節 災害防止命令（第六十五条、第六十六条）
「第三節 認定検査機関（第五十一条、第六十二条）」を「第四節 国内登録検査機関（第五十一条、第六十二条）」に改める。
「第五節 承認検査機関（第六十三条、第六十四条）」を「第六節 外国登録検査機関（第六十五条、第六十六条）」に改める。

第四十七条第一項中「認定する者又は経済産業大臣の承認する」を「登録を受けた」に改め、同条第二項中「認定又は承認を「登録」に改める。

「第三節 認定検査機関」を「第三節 検査機関の登録」に改める。

第五十一条の見出しを「（登録）」に改め、同条

第一項中「認定」を「登録」に、「区分」を「特定液化石油ガス器具等の区分（以下単に「特定液化石油ガス器具等」という。）に改め、「（外国にある事業所により行おうとする者を除く。）」を削り、同条第二項中「第五十三条各号」を「第五十三条第一項各号」に改める。

第五十二条中「の認定」を「の登録」に改め、同条第二号中「第六十一条の下に」又は第六十四条第一項を加え、「認定」を「登録」に改める。

第五十三条を次のように改める。
（登録の基準）

第五十三条 経済産業大臣は、第五十一条第一項の規定により登録を申請した者（以下この項において「登録申請者」という。）が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一 国際標準化機構及び国際電気標準会議が

定めた製品の認証を行う機関に関する基準に適合するものであること。

二 登録申請者が、第四十七条第一項の規定により適合性検査を受けなければならないこととされる特定液化石油ガス器具等を製造し、又は輸入する届出事業者（以下この号及び第五十八条の二第二項において「受検事業者」という。）に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、受検事業者がその親会社（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百一十一條ノ二第一項の親会社をいう。）であること。

ロ 登録申請者の役員（合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員）に占める受検事業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、受検事業者の役員又は職員（過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

2 第四十七条第一項の登録は、検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が適合性検査を行う特定液化石油ガス器具等の区分

四 登録を受けた者が適合性検査を行う事業所の名称及び所在地

第五十四条(見出しを含む。)中「認定」を「登録」に改める。

第五章第五節を同章第六節とする。

「第四節 承認検査機関」を「第四節 外国登録検査機関」に改める。

第六十三条を次のように改める。

(適合性検査の義務等)

第六十三条 第四十七条第一項の登録を受けた者(外国にある事業所において適合性検査を行うことにつき、その登録を受けた者に限る。以下「外国登録検査機関」という。)は、適合性検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性検査を行わなければならない。

2 第五十五条第二項、第五十六条から第六十条までの規定は、外国登録検査機関に準用する。この場合において、第五十九条及び第六十条中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

第六十四条の見出し中「承認」を「登録」に改め、同条第一項中「承認検査機関が次のを」「外国登録検査機関が次の」に、「その承認」を「その

登録」に改め、同項第一号中「前条第二項において準用する」を削り、同項第二号中「前条第二項」を「前条第一項の規定又は同条第二項に、」

「第五十五条」を「第五十五条第二項」に、「若しくは第五十八条又は」を「第五十八条若しくは第五十八条の二第一項若しくは」に改め、同項第四号を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 正当な理由がないのに前条第二項において準用する第五十八条の二第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

第六十四条第一項第五号中「承認」を「登録」に改め、同項第六号から第八号まで及び同条第二項中「承認検査機関」を「外国登録検査機関」に改める。

第五章第四節を同章第五節とする。

第五十五条第一項中「認定を受けた者(以下「認定検査機関」を「登録を受けた者(国内にある事業所において適合性検査を行うことにつき、その登録を受けた者に限る。以下「国内登録検査機関」に改め、同条第二項中「認定検査機関」を「国内登録検査機関」に改め、同条の前に次の節名を付する。

第四節 国内登録検査機関

第五十六条中「認定検査機関」を「国内登録検査機関」に改める。

第五十七条第一項中「認定検査機関」を「国内登録検査機関」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 業務規程には、適合性検査の実施方法、適合性検査に関する料金の算定方法その他の経済産業省令で定める事項を定めておかなければならない。

ばならない。

第五十八条中「認定検査機関」を「国内登録検査機関」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第五十八条の二 国内登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(これらのものが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百三条の二第二号において「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 受検事業者その他の利害関係人は、国内登録検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、国内登録検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求
二 前号の書面の謄本又は抄本の請求
三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

第五十九条中「認定検査機関」を「国内登録検査機関」に、「第五十三条各号」を「第五十三条第一項各号」に改める。

第六十条中「認定検査機関」を「国内登録検査機関」に改める。

第六十一条の見出し中「認定」を「登録」に改め、同条中「認定検査機関」を「国内登録検査機関」に、「その認定」を「その登録」に改め、同条第二号中「第五十八条の下に、」第五十八条の二第一項を加え、同条第四号を削り、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 正当な理由がないのに第五十八条の二第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

第六十一条第五号中「認定」を「登録」に改める。

第六十二条第一項中「認定検査機関」を「第四十七条第一項の登録を受ける者がいないとき、第五十八条の規定による適合性検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、前条の規定により同項の登録を取り消し、又は国内登録検査機関に対し適合性検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、国内登録検査機関」に、「場合において」を「ときその他に改める。

第八十一条第三項中「認定検査機関」を「国内登録検査機関」に改め、同条第四項中「承認検査

平成十五年六月三日 衆議院會議録第三十七号

公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律案及び同報告書

機関を「外国登録検査機関」に改める。

第八十二条第四項及び第八十三条第五項中「認定検査機関」を「国内登録検査機関」に改める。

第八十八条第一項第三号中「認定又は承認を「登録」に改め、同項第七号中「認定を「登録」に改め、同項第十号中「第六十四条を「第六十四条第一項」に、「承認を「登録」に改める。

第九十二条の二第一項及び第二項中「認定検査機関を「国内登録検査機関」に改め、同条第四項中「承認検査機関」を「外国登録検査機関」に、「第五十五条を「第五十五条の規定に、「第六十三条第二項において準用する第五十五条を「第六十三条第一項の規定又は同条第二項において準用する第五十五条第二項の規定」に

改める。

第三百三条の二を次のように改める。

第三百三条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第四十二条第二項、第四十三条又は第四十四条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五十八条の二第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

(ガス事業法の一部改正)

第五条 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「認定ガス工作物検査機関」を「登録ガス工作物検査機関」に、「第四節 認定ガス用品検査

機関(第三十九条の十五・第三十九条の十五の二)を「第四節 検査機関の登録(第三十九条の十四

機関(第三十九条の十六・第三十九条の十七)

を「第五節 国内登録ガス用品検査機関(第三十

第七節 外国登録ガス用品検査機関(第三十

災害防止命令(第三十九条の十八)

の二「第三十九条の十四の四」に改める。

九条の十六・第三十九条の十七)に改める。

第三十六条の二第六項、第三十六条の二の二

第一項及び第二項並びに第三十六条の二の三第

一項中「認定するを「登録を受けた」に改める。

「第五款 認定ガス工作物検査機関を「第五

款 登録ガス工作物検査機関」に改める。

検査

二 特定ガス工作物以外のガス工作物に係る

で定める区分を「次の区分」に改め、同条に次

の各号を加える。

一 特定ガス工作物(ガス工作物のうち特定

の附属設備をいう。以下同じ。)に係る検査

二 特定ガス工作物以外のガス工作物に係る

第三十六条の十七中「の認定を」の登録」に改め、同条第二号中「認定を」登録」に改める。

第三十六条の十八を次のように改める。

(登録の基準)

第三十六条の十八 経済産業大臣は、第三十六条の十六の規定により登録を申請した者以下この項において「登録申請者」という。が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に必要の手続は、経済産業省令で定める。

一 次のイからニまでのいずれかに該当する者が検査を実施し、その人数が検査の区分ごとに二名以上であること。

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十

六号)に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門

門学校において化学、機械工学若しくは土木工学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、ガス工

作物(その申請が第三十六条の十六第二号の検査の区分に係る場合にあつては、

特定ガス工作物を除く。ロ及びハにおいて同じ。)の工事、維持及び運用又は検査

に関する実務に通算して一年以上従事した経験を有するもの

ロ 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)に基づく実業学校

において化学、機械工学若しくは土木工

学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、ガス工作物の

工事、維持及び運用又は検査に関する実務に通算して一年以上従事した経験を有するもの

ハ ガス工作物の工事、維持及び運用又は検査に関する実務に通算して三年以上従事した経験を有する者

ニ ガス主任技術者免状(その申請が第三十六条の十六第二号の検査の区分に係る場合にあつては、甲種ガス主任技術者免状に限る。)の交付を受けている者

二 登録申請者が、ガス事業者に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、ガス事業者がその親会社(商法明治三十二年法律第四十八号)第二百一十一条ノ二第一項の親会社をいう。以下同じ。)であること。

ロ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占めるガス事業者の役員又は職員(過去二年間に当該ガス事業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、ガス事業者の役員又は職員(過去二年間に当該ガス事業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

2 第三十六条の二の二第一項の登録は、ガス

工作物検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 第三十六条の十六の検査の区分
- 四 登録を受けた者が検査を行う事業所の名称及び所在地

第三十六条の十九(見出しを含む)中「認定」を「登録」に改める。

第三十六条の二十第一項中「認定を」を「登録を」に、「認定ガス工作物検査機関」を「登録ガス工作物検査機関」に改め、同条第二項中「認定ガス工作物検査機関」を「登録ガス工作物検査機関」に改め、「第二十八条第一項の」及び「技術上の基準に適合する」を削る。

第三十六条の二十一中「認定ガス工作物検査機関」を「登録ガス工作物検査機関」に改める。

第三十六条の二十二第一項中「認定ガス工作物検査機関」を「登録ガス工作物検査機関」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 業務規程には、検査の実施方法、検査に関する料金の算定方法その他の経済産業省令で定める事項を定めておかなければならない。

第三十六条の二十三中「認定ガス工作物検査機関」を「登録ガス工作物検査機関」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第三十六条の二十三の二「登録ガス工作物検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(これらのものが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

業報告書(これらのものが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。以下「財務諸表等」という。)を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 ガス事業者その他の利害関係人は、登録ガス工作物検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録ガス工作物検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

第三十六条の二十四中「認定ガス工作物検査機関」を「登録ガス工作物検査機関」に、「第三十六条の十八各号」を「第三十六条の十八第一項各号」に改める。

第三十六条の二十五中「認定ガス工作物検査機関」を「登録ガス工作物検査機関」に改める。

機関」を「登録ガス工作物検査機関」に改める。

第三十六条の二十六の見出し中「認定」を「登録」に改め、同条中「認定ガス工作物検査機関」を「登録ガス工作物検査機関」に、「その認定を」を「その登録」に改め、同条第二号中「第三十六条の二十三の下に」、「第三十六条の二十三の第二項」を加え、同条第四号を削り、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 正当な理由がないのに第三十六条の二十三の第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

第三十六条の二十六第五号中「認定」を「登録」に改める。

第三十七条第一項中「認定ガス工作物検査機関」を「登録ガス工作物検査機関」に改める。

第三十六条の二の二第一項の登録を受ける者がいないとき、第三十六条の二十三の規定による検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第三十六条の二十六の規定により同項の登録を取り消し、又は登録ガス工作物検査機関に対し検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録ガス工作物検査機関に、「場合において」を「ときその他」に改める。

第三十七条の三第三号中「ガス工作物のうち特定ガス発生設備及び経済産業省令で定めるその附属設備(以下「特定ガス工作物」という。))」を「特定ガス工作物」に改める。

第三十九条の十一第一項中「認定する者又は経済産業大臣の承認する」を「登録を受けた」に改め、同条第二項中「認定又は承認」を「登録」に改める。

改め、同条第二項中「認定又は承認」を「登録」に改める。

第五章第六節を同章第七節とする。

第五節 承認ガス用品検査機関を「第五節 外国登録ガス用品検査機関」に改める。

第三十九条の十六を次のように改める。

(適合性検査の義務等)

第三十九条の十六 第三十九条の十一第一項の登録を受けた者(外国にある事業所において適合性検査を行うことにつき、その登録を受けた者に限る。以下「外国登録ガス用品検査機関」という。)は、適合性検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性検査を行わなければならない。

2 第三十六条の二十第二項、第三十六条の二十一から第三十六条の二十五まで及び第三十六条の二十七の規定は、外国登録ガス用品検査機関に準用する。この場合において、第三十六条の二十第二項中「経済産業省令で定める方法」とあるのは「第三十九条の十一第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合する方法」と、第三十六条の二十第二項、第三十六条の二十一から第三十六条の二十三まで、第三十六条の二十五及び第三十六条の二十七中「検査」とあるのは「適合性検査」と、第三十六条の二十三の二第二項中「ガス事業者」とあるのは「受検事業者」と、第三十六条の二十四中「第三十六条の十八第一項各号」とあるのは「第三十九条の十四の三第一項各号」と、第三十六条の二十四及び第三十六条の二十五中「命ずる」とあるのは「請求する」と読み替へ

るものとする。

第三十九条の十七の見出し中「承認」を「登録」に改め、同条第二項中「承認ガス用品検査機関が次の」を「外国登録ガス用品検査機関が次の」に、「その承認」を「その登録」に改め、同条第一号中「前条第二項を」第三十九条の十四の四に改め、同条第二号中「前条第二項を」前条第一項の規定又は同条第二項に、「第三十六条の二十」を「第三十六条の二十第二項」に、「又は」を「第三十六条の二十三の二第二項若しくは」に改め、同条第四号を削り、同条第三号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 正当な理由がないのに前条第二項において準用する第三十六条の二十三の二第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

第三十九条の十七第一項第五号中「承認」を「登録」に改め、同条第六号から第八号まで及び同条第二項中「承認ガス用品検査機関」を「外国登録ガス用品検査機関」に改める。

第五章第五節を同章第六節とする。

「第四節 認定ガス用品検査機関」を「第四節 国内登録ガス用品検査機関」に改める。

第三十九条の十五を次のように改める。

(適合性検査の義務等)

第三十九条の十五 第三十九条の十一第一項の登録を受けた者(国内にある事業所において適合性検査を行うことにつき、その登録を受けた者に限る。以下「国内登録ガス用品検査機関」という。)は、適合性検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を

除き、遅滞なく、適合性検査を行わなければならない。

2 第三十六条の二十第二項、第三十六条の二十一から第三十六条の二十七までの規定は、国内登録ガス用品検査機関に準用する。この場合において、第三十六条の二十第二項中「経済産業省令で定める方法」とあるのは「第三十九条の十第一項の経済産業省令で定める技術上の基準に適合する方法」と、第三十六条の二十第二項、第三十六条の二十一から第三十六条の二十三まで及び第三十六条の二十五から第三十六条の二十七までの規定中「検査」とあるのは「適合性検査」と、第三十六条の二十三の二第二項中「ガス事業者」とあるのは「受検事業者」と、第三十六条の二十四中「第三十六条の十八第一項各号」とあるのは「第三十九条の十四の三第一項各号」と、第三十六条の二十六第五号中「第三十六条の二の二第二項」とあるのは「第三十九条の十一第一項」と読み替えるものとする。

第三十九条の十五の二第一項中「認定ガス用品検査機関」を「第三十九条の十一第一項の登録を受ける者がいないとき、前条第二項において準用する第三十六条の二十三の規定による適合性検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、同項において準用する第三十六条の二十六の規定により第三十九条の十一第一項の登録を取り消し、又は国内登録ガス用品検査機関に対し適合性検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、国内登録ガス用品検査機関」に、「場合において」を「ときその

他」に改める。

第五章第四節を同章第五節とし、同章第三節の次に次の一節を加える。

第四節 検査機関の登録

(登録)

第三十九条の十四の二 第三十九条の十一第一項の登録は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業省令で定める特定ガス用品の区分(以下単に「特定ガス用品の区分」という。)ごとに、適合性検査を行おうとする者の申請により行う。

2 経済産業大臣は、前項の規定による申請があつた場合において、必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)に、当該申請が次条第一項各号に適合しているかどうかについて、必要な調査を行わせることができる。

(登録の基準)

第三十九条の十四の三 経済産業大臣は、前条第一項の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準に適合するものであること。

二 登録申請者が、第三十九条の十一第一項の規定により適合性検査を受けなければならないこととされる特定ガス用品を製造

し、又は輸入する届出事業者(以下この号、第三十九条の十五第二項及び第三十九条の十六第二項において「受検事業者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、受検事業者がその親会社であること。

ロ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める受検事業者の役員又は職員(過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、受検事業者の役員又は職員(過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

2 第三十九条の十一第一項の登録は、ガス用品検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

三 登録を受けた者が適合性検査を行う特定ガス用品の区分

四 登録を受けた者が適合性検査を行う事業所の名称及び所在地

(準用)

第三十九条の十四の四 第三十六条の十七及び第三十六条の十九の規定は、第三十九条の十

第一項の登録に準用する。この場合において、第三十六条の十七第二号中「第三十六条の二十六の規定」とあるのは、「第三十九条の十五第二項において準用する第三十六条の二十六の規定又は第三十九条の十七第一項の規定」と読み替えるものとする。

第四十条中、「認定」を削る。

第四十一条の二第二号中「認定又は承認」を「登録」に改め、同条第八号中「認定」を「登録」に改め、同条第十三号中「承認」を「登録」に改める。

第四十六条第三項中「認定ガス工作物検査機関又は認定ガス用品検査機関」を「登録ガス工作物検査機関又は国内登録ガス用品検査機関」に改める。

第四十七条第三項中「認定ガス工作物検査機関又は認定ガス用品検査機関」を「登録ガス工作物検査機関又は国内登録ガス用品検査機関」に改め、同条第五項中「認定ガス用品検査機関」を「国内登録ガス用品検査機関」に改める。

第五十一条の二第一項及び第二項中「認定ガス工作物検査機関」を「登録ガス工作物検査機関」に改め、同条第四項中「認定ガス用品検査機関」を「国内登録ガス用品検査機関」に、「第三十六条の二十」を「第三十六条の二十の規定」に改める。

目次中 第五章 認定検査機関等
第一節 認定検査機関(第二十九条、第四十二条の二)
第二節 承認検査機関(第四十二条の三、第四十二条の四)
登録(第二十九条、第三十二条)
検査機関(第三十三条、第四十二条の二)
検査機関(第四十二条の三、第四十二条の四)に改める。

に、「第三十九条の十五第二項において準用する第三十六条の二十」を「第三十九条の十五第一項の規定又は同条第二項において準用する第三十六条の二十第二項の規定」に改め、同条第五項中「承認ガス用品検査機関」を「外国登録ガス用品検査機関」に、「第三十六条の二十」を「第三十六条の二十の規定」に、「第三十九条の十六第二項において準用する第三十六条の二十」を「第三十九条の十六第一項の規定又は同条第二項において準用する第三十六条の二十第二項の規定」に改める。

第六十一条中「一」を「いずれかに」に改め、同条に次の一号を加える。

四 第三十六条の二十三の二第一項(第三十九条の十五第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第三十六条の二十三の二第二項各号(第三十九条の十五第二項において準用する場合を含む。)の規定による請求を拒んだ者

(電気用品安全法の一部改正)

第六条 電気用品安全法(昭和三十六年法律第二百三十四号)の一部を次のように改正する。

第五章 検査機関の登録
第一節 検査機関の登録
第二節 国内登録検査機関
第三節 外国登録検査機関

第九条第一項中「認定する者又は経済産業大臣の承認する者」を「登録を受けた」に改め、同条第二項中「認定又は承認」を「登録」に改める。

「第五章 認定検査機関等」を第五章 検査機関の登録等に改める。

「第一節 認定検査機関」を「第一節 検査機関の登録」に改める。

第二十九条の見出しを「登録」に改め、同条第一項中「認定」を「登録」に、「区分」を「特定電気用品の区分(以下単に「特定電気用品の区分」という。))」に改め、「(外国にある事業所により行おうとする者を除く。))」を削り、同条第二項中「第三十一条各号」を「第三十一条第一項各号」に改める。

第三十条中の「認定」を「登録」に改め、同条第二号中「第四十一条の下に」又は「第四十二条の四第一項」を加え、「認定」を「登録」に改める。

第三十一条を次のように改める。

(登録の基準)

第三十一条 経済産業大臣は、第二十九条第一項の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に関して必要な手続は、経済産業省令で定める。

一 国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた製品の認証を行う機関に関する基準に適合すること。
二 登録申請者が、第九条第一項の規定により適合性検査を受けなければならないこと

とされる特定電気用品を製造し、又は輸入する届出事業者(以下この号及び第三十七条第二項において「受検事業者」という。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、受検事業者がその親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百一十一條ノ二第一項の親会社をいう。)であること。

ロ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める受検事業者の役員又は職員(過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、受検事業者の役員又は職員(過去二年間に当該受検事業者の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

2 第九条第一項の登録は、検査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号
二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
三 登録を受けた者が適合性検査を行う特定電気用品の区分
四 登録を受けた者が適合性検査を行う事業所の名称及び所在地
第三十二条(見出しを含む。)中「認定」を「登録」に改める。

「第二節 承認検査機関」を「第二節 外国登録検査機関」に改める。

第四十二条の三を次のように改める。

(適合性検査の義務等)

第四十二条の三 第九条第一項の登録を受けた者(外国にある事業所において適合性検査を行うことにつき、その登録を受けた者に限る。以下「外国登録検査機関」という。)は、適合性検査を行うことを求められたときは、正当な理由がある場合を除き、遅滞なく、適合性検査を行わなければならない。

2 第三十三条第二項、第三十四条から第三十七条まで、第四十条、第四十条の二及び第四十二条の規定は、外国登録検査機関に準用する。この場合において、第四十条及び第四十条の二中「命ずる」とあるのは、「請求する」と読み替えるものとする。

第四十二条の四の見出し中「承認」を「登録」に改め、同条第一項中「承認検査機関が次の」を「外国登録検査機関が次の」に、「その承認を」を「その登録」に改め、同項第一号中「前条第二項において準用する」を削り、同項第二号中「前条第二項を」前条第一項の規定又は同条第二項に、「第三十三条を」第三十三条第二項に、「又はを、第三十七条第一項若しくは」に改め、同項第四号を削り、同項第三号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三 正当な理由がないのに前条第二項において準用する第三十七条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

第四十二条の四第一項第五号中「承認」を「登録」に改め、同項第六号から第八号まで及び同

条第二項中「承認検査機関」を「外国登録検査機関」に改める。

第五章第二節を同章第三節とする。

第三十三条第一項中「認定を受けた者(以下「認定検査機関」を「登録を受けた者(国内にある事業所において適合性検査を行うことにつき、その登録を受けた者に限る。以下「国内登録検査機関」に改め、同条第二項中「認定検査機関」を「国内登録検査機関」に改め、同条の前に次の節名を付する。

第二節 国内登録検査機関

第三十四条中「認定検査機関」を「国内登録検査機関」に改める。

第三十五条第一項中「認定検査機関」を「国内登録検査機関」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 業務規定には、適合性検査の実施方法、適合性検査に関する料金の算定方法その他の経済産業省令で定める事項を定めておかなければならない。

第三十六条中「認定検査機関」を「国内登録検査機関」に改める。

第三十七条から第三十九条までを次のように改める。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第三十七条 国内登録検査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(これらのものが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電

子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第六十条第二号において「財務諸表等」という。を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 受検事業者その他の利害関係人は、国内登録検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、国内登録検査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

第三十八条及び第三十九条 削除

第四十条中「認定検査機関」を「国内登録検査機関」に、「第三十一条各号」を「第三十一条第一項各号」に改める。

第四十条の二中「認定検査機関」を「国内登録検査機関」に改める。

第四十一条の見出し中「認定」を「登録」に改め、同条中「認定検査機関」を「国内登録検査機関」に改める。

第四十二条第一項中「認定検査機関」を「国内登録検査機関」に改める。

第四十二条の二第一項中「認定検査機関」を「国内登録検査機関」に改める。

「第九条第一項の登録を受ける者がいないとき、第三十六条の規定による適合性検査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第四十一条の規定により同項の登録を取り消し、又は国内登録検査機関に対し適合性検査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、国内登録検査機関に、「場合において」を「ときその他」に改める。

第四十三条の見出し中「承認等」を「承認」に改め、同条第一項中「第九条第一項若しくは」を「又は」に改め、「又は認定」を削り、同条第二項中「又は認定」を削る。

第四十四条第一号中「認定又は承認」を「登録」に改め、同条第五号中「認定」を「登録」に改め、同条第八号中「承認」を「登録」に改める。

第四十五条第二項及び第四十六条第二項中「認定検査機関」を「国内登録検査機関」に改める。

第五十二条第一項及び第二項中「認定検査機関」を「国内登録検査機関」に改め、同条第四項

中「承認検査機関」を「外国登録検査機関」に、「第三十三条」を「第三十三條の規定」に、「第四十二條の三第二項において準用する第三十三條」を「第四十二條の三第一項の規定又は同条第二項において準用する第三十三條第二項の規定」に改める。

第六十條を次のように改める。

第六十條 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第四條第二項、第五條又は第六條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三十七條第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者
(揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部改正)

第七條 揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和五十一年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「指定分析機関」を「登録分析機関」に改める。

第十六條の二、第十七條の三第二項及び第十七條の四第三項中「が指定する」を「の登録を受けた」に改める。

「第三章の二 指定分析機関」を「第三章の二 登録分析機関」に改める。

第十七條の十一の見出しを「登録分析機関の登録の申請」に改め、同条第一項中「指定」を

「登録」に改め、同条第二項中「経済産業省令で定める」を「別表の上欄に掲げる分析の」に改め、「当該分析業務を行う区域(以下「分析業務区域」という。)を定めて」を削る。

第十七條の十二中「指定を受ける」を「登録を受ける」に改め、同条第二号中「指定」を「登録」に改める。

第十七條の十三を次のように改める。

(登録の基準)

第十七條の十三 経済産業大臣は、第十七條の十一の規定により分析機関の登録を申請した者(以下この項において「分析機関登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その分析機関の登録をしなければならない。この場合において、分析機関の登録に必要の手続は、経済産業省令で定める。

一 別表の上欄に掲げる分析の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる機械器具を用いて分析業務を行うものであること。

二 消防法(昭和二十三年法律第八十八号)

第十三條の二第一項の甲種危険物取扱者免状又は乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者が分析業務を実施するものであること。

三 分析機関登録申請者が、揮発油販売業者、揮発油生産業者、軽油生産業者、灯油生産業者、揮発油輸入業者、軽油輸入業者、灯油輸入業者又は第十七條の四第二項(第十七條の八第三項又は第十七條の十第

三項において準用する場合を含む。)の規定により確認を行うべき者(以下この号において「揮発油販売業者等」と総称する。)に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 分析機関登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、揮発油販売業者等がその親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百一十一條ノ二第一項の親会社をいう。)であること。

ロ 分析機関登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める揮発油販売業者等の役員又は職員(過去二年間に当該揮発油販売業者等の役員又は職員であつた者を含む。)の割合が二分の一を超えていること。

ハ 分析機関登録申請者(法人にあつては、その代表権を有する役員)が、揮発油販売業者等の役員又は職員(過去二年間に当該揮発油販売業者等の役員又は職員であつた者を含む。)であること。

2 分析機関の登録は、分析機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号
二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
三 分析の区分
四 分析業務を行う事業所
第十七條の十四を削る。

第十七條の十三の二の見出し及び同条第一項中「指定」を「登録」に改め、同条第二項中「指定」を「分析機関の登録」に改め、同条を第十七條の十四とする。

第十七條の十五第一項中「指定分析機関」を「分析機関の登録を受けた者(以下「登録分析機関」という。)」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 登録分析機関は、公正に、かつ、経済産業省令で定める技術上の基準に適合する方法により分析業務を行わなければならない。

第十七條の十五第三項中「指定分析機関」を「登録分析機関」に改める。

第十七條の十六第一項中「指定分析機関」を「登録分析機関」に、「経済産業大臣の認可を受けなければならない」を「分析業務の開始前に、経済産業大臣に届け出なければならない」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 業務規程には、分析業務の実施方法、分析業務に関する料金その他の経済産業省令で定める事項を定めておかなければならない。
第十七條の十六第三項を削り、同条の次に次の一条を加える。
(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十七條の十六の二 登録分析機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書(これらのものが電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識するこ

とができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第二十九条第三号において「財務諸表等」という。を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 揮発油販売業者その他の利害関係人は、登録分析機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第四号の請求をするには、登録分析機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

第十七条の十七中「指定分析機関を」登録分析機関に、「第十七条の十三第一号から第五号まで」を「第十七条の十三第一項各号のいずれか」に改める。

第十七条の十八の見出し中「廃止」を「休廃止」

に改め、同条中「指定分析機関を」登録分析機関に、「を廃止したときは、遅滞なく」を「の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、経済産業省令で定めるところにより、あらかじめ」に改める。

第十七条の十九の見出し中「指定を」登録に改め、同条中「指定分析機関を」登録分析機関に、「指定は」を「登録は」に改める。

第十七条の二十の見出しを「登録の取消し等」に改め、同条中「指定分析機関を」登録分析機関に、「分析機関の指定を取り消す」を「その登録を取り消し、又は期間を定めて分析業務の全部若しくは一部の停止を命ずる」に改め、同条第二号を次のように改める。

二 第十七条の十六第一項、第十七条の十六の二第一項、第十七条の十八又は第十九条第五項の規定に違反したとき。

第十七条の二十第三号中、「第十七条の十六第三項を削り、同条第四号を削り、同条第五号中「指定」を「登録」に改め、同条を同条第四号とする。

第十七条の二十一第一号中「指定を」登録に改め、同条第二号を削り、同条第三号中「第十七条の十四第二項又は」を削り、同条を同条第二号とし、同条第四号中「指定を取り消した」を「登録を取り消し、又は分析業務の停止を命じた」に改め、同条を同条第三号とする。

第十九条第五項並びに第二十条第一項及び第三項中「指定分析機関を」登録分析機関に改める。

第二十四条中「一」を「いずれかに」に改め、

同条に次の一号を加える。

三 第十七条の二十の規定による分析業務の停止の命令に違反した者

第二十九条中「一」を「いずれかに」に、「十万円」を「二十万円」に改め、同条第一号中、「第十七条の十四第二項を削り、同条に次の一号を加える。

別表(第十七条の十一、第十七条の十三関係)

三 第十七条の十六の二第一項の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項各号の規定による請求を拒んだ者

附則の次に次の別表を加える。

分析の区分		機 械 器 具
一 揮発油販売業者の委託に係る揮発油の分析	一 揮発油生産業者、揮発油輸入業者又は第十七条の四第二項の規定により確認を行うべき者の委託に係る揮発油の分析	一 原子吸光分析計 二 次に掲げる機器のうちいずれか一の機器 イ 微量電量滴定式酸化法試験器 ロ 酸水素炎燃焼式試験器 ハ 紫外蛍光法試験器 ニ 波長分散型蛍光X線装置 三 ガスクロマトグラフ 四 ガム試験器
	二 揮発油生産業者、揮発油輸入業者又は第十七条の四第二項の規定により確認を行うべき者の委託に係る揮発油の分析	一 原子吸光分析計 二 次に掲げる機器のうちいずれか一の機器 イ 微量電量滴定式酸化法試験器 ロ 酸水素炎燃焼式試験器 ハ 紫外蛍光法試験器 ニ 波長分散型蛍光X線装置 三 ガスクロマトグラフ 四 ガム試験器
三 軽油生産業者、軽油輸入業者又は第十七条の八第三項において準用する第十七条の四第二項の規定により確認を行うべき者の委託に係る軽油の分析		一 次に掲げる機器のうちいずれか一の機器 イ 微量電量滴定式酸化法試験器 ロ 酸水素炎燃焼式試験器 ハ 燃焼管式空気法試験器 ニ 放射線式励起法分析計 ホ 燃焼管式酸素法試験器

四 灯油生産業者、灯油輸入業者又は第十七条の十第三項において準用する第十七条の四第二項の規定により確認を行うべき者の委託に係る灯油の分析

- ヘ 紫外蛍光法試験器
- ト 波長分散型蛍光X線装置
- 二 次に掲げる機器のうちいずれか一の機器
- イ セタン価試験装置
- ロ 密度計
- 三 常圧法蒸留試験器

- 一 次に掲げる機器のうちいずれか一の機器
- イ 微量電量測定式酸化法試験器
- ロ 酸水素炎燃焼式試験器
- ハ 紫外蛍光法試験器
- ニ 波長分散型蛍光X線装置
- ニ タグ密閉式引火点試験器
- 三 セーボルト色試験器

(電気事業法の一部改正)

第八条 電気事業法(昭和三十九年法律第百七十号)の一部を次のように改正する。

目次中「指定安全管理審査機関」を「登録安全管理審査機関」に、「指定調査機関」を「登録調査機関」に、「第九十二条の四」を「第九十二条の五」に改める。

第五十条の二第三項中「経済産業大臣又は経済産業大臣が指定する者」を「経済産業省令で定める事業用電気工作物を設置する者にあつては経済産業大臣の登録を受けた者が、その他の者にあつては経済産業大臣」に改め、同条第五項中「が指定する」を「の登録を受けた」に改める。
第五十二條第三項中「又は経済産業大臣が指定する」を「の登録を受けた」に改め、同条第五項中「が指定する」を「の登録を受けた」に改める。

第五十五条第四項中「機構が」の下に、「原子力を原動力とする発電用の特定電気工作物以外の特定電気工作物であつて経済産業省令で定めるものを設置する者にあつては経済産業大臣の登録を受けた者が」を加え、「又は経済産業大臣が指定する者」を削り、同条第六項中「が指定する」を「の登録を受けた」に改める。

第五十七条の二第一項中「が指定する」を「の登録を受けた」に、「指定調査機関」を「登録調査機関」に改め、同条第二項及び第三項中「指定調査機関」を「登録調査機関」に改める。

「第五章 指定安全管理審査機関、指定試験機関及び指定調査機関」を「第五章 登録安全管理審査機関、指定試験機関及び登録調査機関」に改める。

「第一節 指定安全管理審査機関」を「第一節 登録安全管理審査機関」に改める。

第六十七条の見出しを「(登録)」に改め、同条中「指定」を「登録」に、「経済産業省令で定める区分」を「次に掲げる審査の区分(以下単に「審査の区分」という。）」に改め、同条に次の各号を加える。

- 一 第五十条の二第三項の審査
- 二 第五十二條第三項の審査
- 三 第五十五条第四項の審査
- 第六十八條中の「指定」を「登録」に改め、同条第二号中「指定」を「登録」に改める。
- 第六十九條を次のように改める。

(登録の基準)

第六十九條 経済産業大臣は、第六十七条の規定により登録を申請した者(以下この項において「登録申請者」という。)が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に必要の手続は、経済産業省令で定める。

一次のいずれかに該当する者が安全管理審査を実施し、その人数が審査の区分ごとに二名以上であること。

イ 学校教育法(昭和二十二年法律第二十号)に基づく大学(短期大学を除く。)(又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学)において電気工学、土木工学、機械工学若しくは経営工学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、電気工作物の工事、維持若しくは運用に関する実務又は安全管理審査に関する実務に通算して二年以上従事した経験を有するもの

ロ 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)に基づく専門学校において電気工学、土木工学、機械工学若しくは経営工学の課程又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者であつて、電気工作物の工事、維持若しくは運用に関する実務又は安全管理審査に関する実務に通算して四年以上従事した経験を有するもの

ハ 電気工作物の工事、維持若しくは運用に関する実務又は安全管理審査に関する実務に通算して六年以上従事した経験を有する者

二 登録申請者が、第五十条の二第三項、第五十二條第三項又は第五十五条第四項の規定により安全管理審査を受けなければならないこととされる電気工作物を設置する者(以下この号において「審査対象電気工作物設置者」という。)(に支配されているものとして次のいずれかに該当するものでないこと。

イ 登録申請者が株式会社又は有限会社である場合にあつては、審査対象電気工作物設置者がその親会社(商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百一十一條ノ二第一項の親会社をいう。)であること。

ロ 登録申請者の役員(合名会社又は合資会社にあつては、業務執行権を有する社員)に占める審査対象電気工作物設置者の役員又は職員(過去二年間に当該審査対象電気工作物設置者の役員又は職員で

あつた者を含む。）の割合が二分の一を超えていること。

ハ 登録申請者（法人にあつては、その代表権を有する役員）が、審査対象電気工作物設置者の役員又は職員（過去二年間に当該審査対象電気工作物設置者の役員又は職員であつた者を含む。）であること。

2 第五十条の二第三項、第五十二条第三項又は第五十五条第四項の登録は、安全管理審査機関登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

- 一 登録年月日及び登録番号
- 二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 三 審査の区分

第七十条（見出しを含む。）中「指定を」を「登録」に改める。

第七十一条第一項中「指定を」を「登録を」に、「指定安全管理審査機関を」を「登録安全管理審査機関」に改め、同条第二項中「指定安全管理審査機関を」を「登録安全管理審査機関」に、「第六十九条第一号」を「第六十九条第一項第一号」に改め、「（以下「安全管理審査員」という。）を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 登録安全管理審査機関は、公正に、かつ、経済産業省令で定める方法により安全管理審査を行わなければならない。

第七十二条中「指定安全管理審査機関を」を「登録安全管理審査機関」に改める。

第七十三条第一項中「指定安全管理審査機関」

を「登録安全管理審査機関」に改め、「定め」の下に、「安全管理審査の業務の開始前に」を加え、「の認可を受けなければ」を「に届け出なければ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 業務規程には、安全管理審査の実施方法、安全管理審査に関する料金の算定方法その他の経済産業省令で定める事項を定めておかなければならない。

第七十三条第三項を削る。

第七十四条中「指定安全管理審査機関を」を「登録安全管理審査機関」に改める。

第七十五条を次のように改める。

（財務諸表等の備付け及び閲覧等）

第七十五条 登録安全管理審査機関は、毎事業年度経過後三月以内に、その事業年度の財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに営業報告書又は事業報告書（これらのものが電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）で作成され、又はその作成に代えて電磁的記録の作成がされている場合における当該電磁的記録を含む。次項及び第百二十二条の二において「財務諸表等」という。）を作成し、五年間事業所に備えて置かなければならない。

2 使用前自主検査、溶接事業者検査又は定期事業者検査を行う電気工作物を設置する者その他の利害関係人は、登録安全管理審査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる。ただし、第二号又は第

四号の請求をするには、登録安全管理審査機関の定めた費用を支払わなければならない。

一 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

二 前号の書面の謄本又は抄本の請求

三 財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を経済産業省令で定める方法により表示したものの閲覧又は謄写の請求

四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法であつて経済産業省令で定めるものにより提供することの請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

第七十六条を削る。

第七十七条中「指定安全管理審査機関を」を「登録安全管理審査機関」に、「第六十九条第一号から第四号まで」を「第六十九条第一項各号」に改め、同条を第七十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

（改善命令）

第七十七条 経済産業大臣は、登録安全管理審査機関が第七十一条の規定に違反していると認めるときは、その登録安全管理審査機関に対し、安全管理審査を行うべきこと又は安全管理審査の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

第七十八条の見出し中「指定を」を「登録」に改め、同条中「指定安全管理審査機関を」を「登録安全管理審査機関」に、「指定を取り消し」を「登録を取り消し」に改め、同条第一号中「この節又は」を削り、「含む。」の下に、「第七十一条、第

七十二條、第七十三條第一項、第七十四條、第七十五條第一項又は次條」を加え、同条第三号を次のように改める。

三 正当な理由がないのに第七十五条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

第七十八條第四号中「第七十三條第三項、第七十五條又は前條」を「前二條」に改め、同条第五号中「指定を」を「登録」に改める。

第七十九條第一項中「指定安全管理審査機関を」を「登録安全管理審査機関」に改める。

第八十条を次のように改める。

（経済産業大臣による安全管理審査業務の実施）

第八十条 経済産業大臣は、第五十条の二第三項、第五十二条第三項又は第五十五条第四項の登録を受ける者がいないとき、第七十四条の規定による安全管理審査の業務の全部又は一部の休止又は廃止の届出があつたとき、第七十八条の規定により第五十条の二第三項、第五十二条第三項若しくは第五十五条第四項の登録を取り消し、又は登録安全管理審査機関に対し安全管理審査の業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、登録安全管理審査機関が天災その他の事由により安全管理審査の業務の全部又は一部を実施することが困難となつたときその他必要があると認めるときは、当該安全管理審査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる。

2 経済産業大臣が前項の規定により安全管理審査の業務の全部又は一部を自ら行う場合における安全管理審査の業務の引継ぎその他の必要な事項については、経済産業省令で定める。

第八十二条第二号中「第八十八条において準用する第七十八条」を「第八十七条第二項」に改める。

第八十四条の二を第八十四条の二の二とし、第八十四条の次に次の一条を加える。

(業務規程)

第八十四条の二 指定試験機関は、試験事務に關する規程(以下この節において「業務規程」という。)を定め、経済産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 業務規程で定めるべき事項は、経済産業省令で定める。

3 経済産業大臣は、第一項の認可をした業務規程が試験事務の公正な遂行上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、業務規程を変更すべきことを命ずることができ

る。

第八十五条の次に次の一条を加える。

(役員及び職員)の地位)

第八十五条の二 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員(試験員を含む。)は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第八十七条の見出しを「(指定の取消し等)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 経済産業大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第四十五条第二項の指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第八十二条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 第八十四条、第八十四条の二第一項、第八十四条の二の二、第八十四条の三又は次条の規定に違反したとき。

三 第八十四条の二第一項の認可を受けた業務規程によらないで試験事務を行ったとき。

四 第八十四条の二第三項、第八十四条の五又は前条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第四十五条第二項の指定を受けたとき。

第八十八条を削る。

第八十七条の二第二項中「第八十四条の二」を「第八十四条の二の二」に、「第八十八条において準用する第七十八条」を「第八十七条第二項」に改め、同条第二項中「第八十四条の二」を「第八十四条の二の二」に、「第八十八条において準用する第七十八条及び前条」を「第八十七条に改め、第五章第二節中同条を第八十八条とする。

第八十七条の次に次の一条を加える。

(帳簿の記載)

第八十七条の二 指定試験機関は、帳簿を備え、試験事務に關し経済産業省令で定める事項を記載しなければならない。

2 前項の帳簿は、経済産業省令で定めるところにより、保存しなければならない。

「第三節 指定調査機関」を「第三節 登録調査機関」に改める。

第八十九条(見出しを含む。)中「指定」を「登録」に改める。

第九十条を次のように改める。

(登録の基準)

第九十条 経済産業大臣は、前条の規定により登録を申請した者が次に掲げる要件のすべてに適合しているときは、その登録をしなければならない。この場合において、登録に關し必要な手続は、経済産業省令で定める。

一 次に掲げる測定器を用いて調査業務を行うものであること。

イ 絶縁抵抗計

ロ 接地抵抗計

ハ 漏れ電流計

ニ 交流電流計

ホ 交流電圧計

二 次のいずれかに該当する者が調査業務を実施するものであること。

イ 第四十四条第一項第一号から第三号までに掲げる種類の主任技術者免状の交付を受けている者

ロ 電気工事士法(昭和三十五年法律第三十九号)第三条第一項に規定する第一種電気工事士又は同条第二項に規定する第二種電気工事士

ハ 学校教育法に基づく大学、高等専門学校、高等学校若しくは中等教育学校、旧大学令に基づく大学、旧専門学校令に基づく専門学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)に基づく実業学校において電気工学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者

2 第五十七条の二第一項の登録は、調査機関

登録簿に次に掲げる事項を記載してするものとする。

一 登録年月日及び登録番号

二 登録を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

第九十二条及び第九十二条の二中「指定調査機関」を「登録調査機関」に改める。

第九十二条の三第一項中「指定調査機関」を「登録調査機関」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 業務規程には、調査業務の実施方法、調査業務に關する料金の算定方法その他の経済産業省令で定める事項を定めておかなければならない。

第九十二条の四を次のように改める。

(登録の取消し)

第九十二条の四 経済産業大臣は、登録調査機関が次の各号のいずれかに該当するときは、第五十七条の二第一項の登録を取り消すことができる。

一 一次条において準用する第六十八条第一号又は第三号に該当するに至つたとき。

二 正当な理由がないのに次条において準用する第七十五条第二項各号の規定による請求を拒んだとき。

三 第九十二条第一項、第九十二条の二若しくは前条第一項の規定又は次条において準用する第七十五条第一項若しくは第七十九条の規定に違反したとき。

四 第九十二条第二項の規定又は次条において準用する第七十六条の規定による命令に違反したとき。

五 不正の手段により第五十七条の二第二項の登録を受けたとき。

第五章第三節中第九十二条の四の次に次の一条を加える。

(準用)

第九十二条の五 第六十八条、第七十条、第七十五条、第七十六条及び第七十九条の規定は、登録調査機関に準用する。この場合において、第六十八条第二号中「第七十八条」とあるのは「第九十二条の四」と、第七十五条第二

項中「使用前自主検査、溶接事業者検査又は定期事業者検査を行う電気工作物を設置する者」とあるのは「登録調査機関が調査業務を行う一般電気工作物の所有者又は占有者」と、第七十六条中「第六十九条第一項各号」とあるのは「第九十条第一項各号」と読み替えるものとする。

第四百四条第二項中「第五十二条第三項を削る。」

第六百六条第四項中「指定調査機関を」登録調査機関に改め、同条第六項中「指定安全管理審査機関、指定試験機関又は支援機関を」登録安全管理審査機関に改め、同条に次の一項を加える。

七 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、指定試験機関又は支援機関に対し、その業務又は経理の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

第七百七条第五項中「指定調査機関を」登録安全管理審査機関又は登録調査機関に改め、同条第七項中「指定安全管理審査機関の事務若しくはは事業所又は指定試験機関若しくはは」を指

定試験機関又はに改める。

第九百九条第二項中「第七十五条及び」第八十八条又は第九十二条の四において準用する場合を含む。」を削り、「又は第八十七条を、第八十七条又は第九十二条の四に改める。

第一百一条第一項中「指定調査機関を」登録調査機関に改める。

第一百十二条第一項第六号中「指定安全管理審査機関を」登録安全管理審査機関に改め、同項に次の一号を加える。

七 第八十条第一項の規定により経済産業大臣の行う安全管理審査を受けようとする者 第一百十二条の二第一号中「第五十条の二第三項、第五十二条第三項、第五十五条第四項、第五十七条の二第二項を削り、同条第六号中「第八十七条の二を、第八十八条に改め、同号を同条第八号とし、同条第五号を削り、同条第四号中「第八十四条の二を」第八十四条の二の二に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七 第八十七条の規定により指定を取り消し、又は同条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第一百十二条の二第三号中「第八十八条において準用する場合を含む。」又は第九十九条の四を削り、「指定を」登録に改め、「若しくは試験事務若しくはは支援業務を削り、同号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五 第八十条第一項の規定により経済産業大臣が安全管理審査の業務の全部若しくは一部を自ら行うものとするとき、又は自ら行っていた安全管理審査の業務の全部若しくは

は一部を行わないこととするとき。

第一百十二条の二第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第五十条の二第三項、第五十二条第三項、第五十五条第四項又は第五十七条の二第二項の登録をしたとき。

第一百十二条の二に次の二号を加える。

九 第九十二条の四の規定により登録を取り消したとき。

十 第九十九条の四の規定により指定を取り消し、又は支援業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

第一百十七条の二第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

四 第七十八条の規定による安全管理審査の業務の停止の命令に違反した者 第一百十七条の三中「第七十八条(第八十八条において準用する場合を含む。）」を「第八十七条第二項に改め、「安全管理審査の業務若しくはは」及び「指定安全管理審査機関若しくはは」を削る。

第一百十九条の二中「指定安全管理審査機関、」を削り、同条第一号を削り、同条第一号の二中「第八十四条の二を」第八十四条の二の二に改め、同号を同条第一号とし、同条第二号中「第七十九条第一項(第八十八条において準用する場合を含む。）」を「第八十七条の二第二項に、

「第七十九条第二項又はは」第八十七条の二第二項又ははに改め、同条第三号中「第七十九条第二項(第八十八条において準用する場合を含む。）」を「第八十七条の二第二項に改め、同条

第二項(第八十八条において準用する場合を含む。）」を「第八十七条の二第二項に改め、同条第四号中「第六十六条第六項を」第六十六条第七項に改める。

第六百二十条第一号中「又は第五十七条の二第二項を、」第五十七条の二第二項又は第七十四条に改め、同条第十号中「又は第九十二条の四において準用する第七十九条第一項の」を、第七十九条第一項又は第九十二条の五において準用する第七十九条第一項の二に、又は第九十二条の四において準用する第七十九条第一項に」を、第七十九条第一項又は第九十二条の五において準用する第七十九条第一項に」に改め、同条第十一号中「又は第九十二条の四を、」第七十九条第二項又は第九十二条の五に改め、同条第十二号中「第四項まで」の下に「若しくは第六項を加える。

第六百二十一条第二号中「第六十七条の二の下に(第四号に係る部分を除く。）」を加え、同条第三号中「第六十七条の下に、」第六十七条の二(第四号に係る部分に限る。）」を加える。

第六百二十二条の二を第六百二十二条の三とし、第六百二十二条の次に次の一条を加える。

第六百二十二条の二 第七十五条第一項(第九十二条の五において準用する場合を含む。）」の規定に違反して財務諸表等を備えて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当な理由がないのに第七十五条第二項各号(第九十二条の五において準用する場合を含む。）」の規定による請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。

(火薬類取締法の一部改正)
第九條 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。
第三十一条の二第一項中「経済産業省令で定

第九條 火薬類取締法(昭和二十五年法律第四百十九号)の一部を次のように改正する。
第三十一条の二第一項中「経済産業省令で定

める法人を「次条第一項の指定試験機関」に改め、同条第二項中「法人」を「指定試験機関」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十六年三月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第十三条の規定 公布の日

二 附則第三条第一項、第四条第一項、第五条第一項、第六条第一項、第七条第一項、第八条第一項及び第九条第一項の規定 平成十五年十月一日

三 第一条、次条及び附則第十四条の規定 平成十八年三月三十一日までの間において政令で定める日

(計量法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の計量法第四十三條の規定を受けている者は、第一条の規定の施行の日から起算して二年を経過する日又は当該認定を受けた日から起算して同条の規定による改正後の計量法(以下「新計量法」という。)第四十四條の二第一項の政令で定める期間を経過する日のいずれか遅い日までの間は、新計量法第四十三條第一項の登録を受けているものとみなす。

(半導体集積回路の回路配置に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の半導体集積回路の回路配置に関する法律(以下「新半導体集積回路法」という。)第二十八條第一項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前におい

ても、その申請を行うことができる。新半導体集積回路法第三十三條第一項の規定による設定登録等事務規程の認可の申請についても、同様とする。

2 この法律の施行の際現に第二条の規定による改正前の半導体集積回路の回路配置に関する法律(以下「旧半導体集積回路法」という。)第二十八條第一項の指定を受けている者は、この法律の施行の日から起算して六月を経過する日までの間は、新半導体集積回路法第二十八條第一項の登録を受けているものとみなす。その者がその期間内に同条第二項の登録の申請をした場合において、その申請に係る処分があるまでの間も、同様とする。

3 この法律の施行前に旧半導体集積回路法第三十七條の規定による命令により旧半導体集積回路法第二十八條第一項に規定する指定登録機関の役員若しくは旧半導体集積回路法第三十一條第二項に規定する登録事務実施者を解任され、解任の日から二年を経過しない者又はその者がその業務を行う役員となっている法人は、新半導体集積回路法第二十九條及び第四十一條の規定の適用については、新半導体集積回路法第二十九條第二号又は第四号に該当するものとみなす。

4 旧半導体集積回路法第二十八條第一項に規定する登録事務に従事する同項に規定する指定登録機関の役員又は職員であつた者に係る当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

5 旧半導体集積回路法の規定に基づき指定登録

機関が行う登録事務に係る処分又は不作為に關する行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)による審査請求については、なお従前の例による。

(消費生活用製品安全法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の消費生活用製品安全法(以下「新消費生活用製品安全法」という。)第十二條第一項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新消費生活用製品安全法第二十二條第一項(新消費生活用製品安全法第二十九條第二項において準用する場合を含む。)の規定による業務規程の届出についても、同様とする。

2 この法律の施行の際現に第三条の規定による改正前の消費生活用製品安全法(以下「旧消費生活用製品安全法」という。)第十二條第一項の認定又は承認を受けている者は、新消費生活用製品安全法第十二條第一項の登録を受けているものとみなす。この場合において、当該登録の有効期間は、旧消費生活用製品安全法第十二條第一項の認定又は承認の有効期間の残存期間とする。

(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「新液化石油ガス法」という。)第四十七條第一項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新液化石油ガス法第五十七條第一項新

液化石油ガス法第六十三條第二項において準用する場合を含む。)の規定による業務規程の届出についても、同様とする。

2 この法律の施行の際現に第四条の規定による改正前の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「旧液化石油ガス法」という。)第四十七條第一項の認定又は承認を受けている者は、新液化石油ガス法第四十七條第一項の登録を受けているものとみなす。この場合において、当該登録の有効期間は、旧液化石油ガス法第四十七條第一項の認定又は承認の有効期間の残存期間とする。

(ガス事業法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第五条の規定による改正後のガス事業法(以下「新ガス事業法」という。)第三十六條の二の二第二項又は第三十九條の十一第一項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新ガス事業法第三十六條の二の二第二項(新ガス事業法第三十九條の十五第二項又は第三十九條の十六第二項において準用する場合を含む。)の規定による業務規程の届出についても、同様とする。

2 この法律の施行の際現に第五条の規定による改正前のガス事業法(以下「旧ガス事業法」という。)第三十六條の二の二第二項の認定を受けている者又は旧ガス事業法第三十九條の十一第一項の認定若しくは承認を受けている者は、それぞれ新ガス事業法第三十六條の二の二第二項の登録又は新ガス事業法第三十九條の十一第一項の登録を受けているものとみなす。この場合において、当該登録の有効期間は、旧ガス事業法

第三十六条の二の二第一項の認定又は旧ガス事業法第三十九条の十一第一項の認定若しくは承認の有効期間の残存期間とする。

(電気用品安全法の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第六条の規定による改正後の電気用品安全法(以下「新電気用品安全法」という。)第九条第一項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新電気用品安全法第三十五条第一項(新電気用品安全法第四十二条の三第二項において準用する場合を含む。)の規定による業務規定の届出についても、同様とする。

2 この法律の施行の際現に第六条の規定による改正前の電気用品安全法(以下「旧電気用品安全法」という。)第九条第一項の認定又は承認を受けている者は、新電気用品安全法第九条第一項の登録を受けているものとみなす。この場合において、当該登録の有効期間は、旧電気用品安全法第九条第一項の認定又は承認の有効期間の残存期間とする。

(揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第八条 第七条の規定による改正後の揮発油等の品質の確保等に関する法律(以下「新品質確保法」という。)第十六条の二第一項、第十七条の三第二項(新品質確保法第十七条の八第一項又は第十七条の十第一項において準用する場合を含む。)又は第十七条の四第三項(新品質確保法第十七条の八第二項若しくは第三項又は第十七条の十第二項若しくは第三項において準用する場合を含む。)の登録(次項において「新分析機関

の登録」という。)を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新品質確保法第十七条の十六第一項の規定による業務規程の届出についても、同様とする。

2 この法律の施行の際現に第七条の規定による改正前の揮発油等の品質の確保等に関する法律(以下「旧品質確保法」という。)第十六条の二第一項、第十七条の三第二項(旧品質確保法第十七条の八第一項又は第十七条の十第一項において準用する場合を含む。)又は第十七条の四第三項(旧品質確保法第十七条の八第二項若しくは第三項又は第十七条の十第二項若しくは第三項において準用する場合を含む。)の指定(以下この項において「旧分析機関の指定」という。)を受けている者は、新分析機関の登録を受けているものとみなす。この場合において、当該新分析機関の登録の有効期間は、旧分析機関の指定の有効期間の残存期間とする。

(電気事業法の一部改正に伴う経過措置)

第九条 第八条の規定による改正後の電気事業法(以下「新電気事業法」という。)第五十条の二第三項、第五十二条第三項、第五十五条第四項又は第五十七条の二第二項の登録を受けようとする者は、この法律の施行前においても、その申請を行うことができる。新電気事業法第七十三条第一項又は第九十二条の三第一項の規定による業務規程の届出についても、同様とする。

2 この法律の施行の際現に第八条の規定による改正前の電気事業法(以下「旧電気事業法」という。)第五十条の二第三項、第五十二条第三項若しくは第五十五条第四項の指定又は旧電気事業法第五十条の二第二項、第五十二条第三項又は第五十五条第四項の登録を受けている者は、それぞれ新電気事業法第五十条の二第三項、第五十二条第三項若しくは第五十五条第四項の登録又は新電気事業法第五十七条の二第二項の登録を受けているものとみなす。この場合において、当該登録の有効期間は、旧電気事業法第五十条の二第三項、第五十二条第三項若しくは第五十五条第四項の指定又は旧電気事業法第五十条の二第二項、第五十二条第三項又は第五十五条第四項の規定により経済産業大臣に申請がされた安全管理審査については、なお従前の例による。

しくは第五十五条第四項の指定又は旧電気事業法第五十七条の二第二項の指定を受けている者は、それぞれ新電気事業法第五十条の二第三項、第五十二条第三項若しくは第五十五条第四項の登録又は新電気事業法第五十七条の二第二項の登録を受けているものとみなす。この場合において、当該登録の有効期間は、旧電気事業法第五十条の二第三項、第五十二条第三項若しくは第五十五条第四項の指定又は旧電気事業法第五十条の二第二項、第五十二条第三項又は第五十五条第四項の規定により経済産業大臣に申請がされた安全管理審査については、なお従前の例による。

(火薬類取締法の一部改正に伴う経過措置)

3 この法律の施行前に旧電気事業法第五十条の二第三項、第五十二条第三項又は第五十五条第四項の規定により経済産業大臣に申請がされた安全管理審査については、なお従前の例による。

(火薬類取締法の一部改正に伴う経過措置)

第十条 第九条の規定による改正前の火薬類取締法第三十一条の二第二項に規定する免状交付事務の委託を受けた法人の役員又は職員であつた者に係る当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この法律の施行後も、なお従前の例による。

(処分等の効力)

第十一条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定)の施行前に改正前のそれぞれの法律(これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。)の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改正後のそれぞれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改正

後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十二条 この法律(附則第一条各号に掲げる規定については、当該規定。以下この条において同じ。)の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十三条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

(独立行政法人製品評価技術基盤機構法の一部改正)

第十四条 独立行政法人製品評価技術基盤機構法(平成十一年法律第二百四号)の一部を次のように改正する。

第十一条第二項第七号中「認定事業者」を「登録事業者」に改める。

(電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律の一部改正)

第十五条 電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律(平成十五年法律第 号)の一部を次のように改正する。

第二条中ガス事業法第六十一条の改正規定を次のように改める。

第六十一条第二号及び第三号を削り、同条第四号を同条第二号とする。

公益法人に係る改革を推進するための経済
産業省関係法律の整備に関する法律案(内
閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、公益法人に係る改革を推進するため、経済産業省が所管する法律の規定に基づく検査、登録その他の行政上の事務について、経済産業大臣がこれを行わせる者を指定し、又は認定する制度から、法律で定める一定の要件に適合するものとして登録を受けた者がこれを行う制度へと改める等所要の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 消費生活用製品安全法等の八法律に基づく十の事務・事業について、当該事務・事業を行わせる者を経済産業大臣が指定し、又は認定する等の現行制度を、法律で定める一定の要件に適合するものとして、行政の裁量の余地のない形で登録を受けた者がこれを実施する制度に改める等所要の改正を行うこと。

2 火薬類取締法に定める火薬類製造保安責任者等の免状交付事務を、指定試験機関へ委託することができることとする。

3 この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成十六年三月一日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、公益法人に係る改革を推進するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。
右報告する。

平成十五年五月三十日

経済産業委員長 村田 吉隆
衆議院議長 綿貫 民輔殿

(別紙)

公益法人に係る改革を推進するための経済産業省関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議

政府は、国と公益法人の関係の透明化・合理化等を図るため、本法施行に当たり、特に次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

一 公益法人に対して、国が委託費や補助金等の交付を行っている事務・事業については、今後とも継続した見直しを行うとともに、やむを得ず公益法人に事務・事業を行わせる必要が新たに生じた場合には、スクラップ・アンド・ビルド方式等により、可能な限り増加の抑制に努めること。

二 引き続き、国の関与を受けて事務・事業を行う公益法人については、主務官庁及び公益法人の双方において、情報公開の徹底を図り、より一層の透明性、効率性、厳正性の確保に努めること。

三 国家公務員の総定員管理制度等を通じ、行政の簡素化・効率化を進める一方で、徒に公益法人の設立・利用が行われることのないよう、官民の役割分担の明確化を図ること。

衆議院会議録第二十六号中正誤

ページ 段 行 誤 正
一六 一 八 適切 適正

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所	
〒一〇五八四四五	東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号	独立行政法人国立印刷局
電 話	
03 (3587) 4294	
定 価	
(本体)	本号一部
二二〇円	二三〇円